

令和 8 年度公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会

日 時	令和 8 年 7 月 2 3 日 (木)
	午前 1 0 時～午前 1 1 時 3 0 分
場 所	京都市役所本庁舎 4 階 正庁の間

次第

1 開会

2 議題

(1) 第 3 期中期計画に定める指標の進捗状況及び
令和 7 年度業務実績について 【資料 1 ～ 3】

(2) 令和 8 年度事業計画について 【資料 4】

3 その他

配付資料

資料 1	第 3 期中期計画指標 令和 7 年度実績一覧	P.	1
資料 2	令和 7 年度業務実績報告書	P.	2
資料 3	令和 7 年度決算概要・財務諸表・決算報告書	P.	2 9
資料 4	令和 8 年度公立大学法人京都市立芸術大学年度計画	P.	6 1
参考資料 1	令和 7 年度事業報告書	P.	7 0
参考資料 2	評価委員会委員名簿	P.	8 7
参考資料 3	関係法令等（条例・規則・地方独立行政法人法）	P.	8 8

注 資料ごとのページ番号は、本評価委員会の資料用に通しのページ番号に変更しています。

第3期中期計画指標 令和7年度実績一覧

No	カテゴリー	指標		令和6年度			令和7年度		
				実績	達成状況	自己評価	実績	達成状況	自己評価
1	学部教育	学部卒業者数	定員の95%以上	93%	未達成	Ⅲ	95%	達成	Ⅲ
2	大学院教育	大学院（修士）修了者数	定員の90%以上	95%	達成	Ⅲ	115%	達成	Ⅲ
3	成績評価・学位授与					Ⅲ			Ⅲ
4	より優秀な学生の確保	進学説明会の参加・実施件数	25件以上	32件	達成	Ⅲ	29件	達成	Ⅲ
		オープンキャンパス参加人数	1,120人以上	1,889人	達成		1,712人	達成	
		美術学部の志願者倍率	3.4以上	3.5	達成		3.7	達成	
		音楽学部の志願者倍率	3.0以上	2.7	未達成		2.7	未達成	
5	教育の実施体制の充実	FD・SD研修の参加率	80%以上（最終年）	88%	達成	Ⅲ	78%	未達成	Ⅲ
		教職協働に資する研修の実施	実施する	実施	達成		実施	達成	
6	教育研究に必要な環境等の充実	横断的な学びの場として外部講師や客員教授を招いた特別授業の実施	8件以上	10件	達成	Ⅲ	9件	達成	Ⅲ
		図書館の企画事業	15件以上	27件	達成		34件	達成	
		図書館の利用者数	38,800人以上	21,296	未達成		26,958	未達成	
7	学生生活の充実	学生の自主的活動支援の応募件数	30件以上	40件	達成	Ⅲ	39件	達成	Ⅲ
8	キャリア支援	キャリアデザインセンター企画数	40件以上	60件	達成	Ⅲ	58件	達成	Ⅲ
		キャリアデザインセンター相談者数	400人以上	408人	達成		506人	達成	
9	研究の深化	教員の研究成果の外部発表件数	300件以上	398件	達成	Ⅳ	303件	達成	Ⅲ
10	研究への支援	科研費の応募件数	25件以上	17件	未達成	Ⅱ	25件	達成	Ⅲ
		科研費の獲得件数	45件以上（累計）	4件	-		9件	-	
11	国際交流の充実	留学生展や海外アーティストと連携した展覧会・演奏会等	10件以上（累計）	17件	-	Ⅲ	10件	-	Ⅲ
		海外からの客員研究員の人数	35人以上（累計）	5人	-		4人	-	
		交換留学生（派遣）の人数	30人以上（累計）	8人	-		7人	-	
		交換留学生（受入）の人数	50人以上（累計）	12人	-		16人	-	
12	ダイバーシティの推進	女性教員比率	40%以上（最終年）	38%	-	Ⅲ	40%	-	Ⅲ
13	産官学との連携	小中高等学校と連携した事業の実施	6件以上	13件	達成	Ⅳ	7件	達成	Ⅲ
		産学連携事業の実施	12件以上	47件	達成		41件	達成	
14	地域連携	地域連携事業の実施	13件以上	14件	達成	Ⅲ	40件	達成	Ⅳ
15	社会への還元	展覧会・演奏会等の開催件数	44件以上	48件	達成	Ⅲ	52件	達成	Ⅲ
16	社会人や子どもへの芸術教育	公開講座・公開授業の開催件数	21件以上	53件	達成	Ⅳ	48件	達成	Ⅲ
17	社会連携の推進					Ⅲ			Ⅲ
18	ガバナンス強化及び教職協働					Ⅲ			Ⅲ
19	大学運営の安定化及びデジタル化					Ⅲ			Ⅲ
20	外部資金の獲得	寄付金の獲得件数	175件以上	184件	達成	Ⅲ	202件	達成	Ⅲ
		のれん百人衆の参加者（社）数	23件以上	25件	達成		25件	達成	
21	経費の効率化					Ⅲ			Ⅲ
22	資産の適正管理及び有効活用					Ⅲ			Ⅲ
23	評価					Ⅲ			Ⅲ
24	情報公開	ウェブサイトへのアクセス数	2,930,000件以上	2,922,018件	未達成	Ⅲ	2,627,195件	未達成	Ⅲ
25	施設設備の維持管理					Ⅲ			Ⅲ
26	安全管理	学生を対象とした安全管理講習の実施	実施する	実施	達成	Ⅲ	実施	達成	Ⅲ
27	法令遵守及び人権の尊重					Ⅲ			Ⅲ

<指標種別>

Ⅳ：目標を大きく上回る成果	Ⅲ：目標を達成したもの	達成	20	83.3%	21	87.5%
Ⅱ：未達成	Ⅰ：取り組めていないもの	未達成	5	20.8%	4	16.7%

※黄色網掛け＝未達成の指標、自己評価

※朱書き＝R6とR7の自己評価が異なる項目

令和7年度 業務実績報告書

令和8年6月

公立大学法人京都市立芸術大学

資料2

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育の内容と成果に関する目標		大学の教育・研究理念、目的を踏まえて策定された三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位認定に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）、アドミSSION・ポリシー（入学受入方針））に基づき、体系的で組織的な教育を実施し、世界にはばたく芸術家をはじめ、社会に創造的な活力をもたらす人を育成する。また、全学的な体制で、授業科目の到達目標や評価基準等を明示するなど、学修者の視点に立った教育を推進する。 ア 学部教育 少人数教育と実践的教育を通して、確かな技能、技術と共に、幅広い教養も修得させ、創造性と豊かな感性を併せ持った人を育成する。 イ 大学院教育 高い水準の専門的研究教育を通して、高度な技能、技術及び豊かな教養を修得させ、国際感覚を兼ね備え、次代の文化芸術を先導するとともに社会に創造的な活力を与える人を育成する。
--	--	---

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためのとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するためのとるべき措置 (1) 教育の内容と成果に関する目標を達成するための措置	◆学部卒業者数：定員の95%以上 ⇒ 95%（達成） ◆大学院（修士）修了者数：定員の90%以上 ⇒ 115%（達成） ◆進学説明会の参加・実施件数：第2期(25)比同程度以上 ⇒ 29件（達成） ◆オープンキャンパスの参加人数：年間1,120人以上 ⇒ 1,712人（達成） ◆美術学部の志願者倍率：第2期(3.4)比同程度以上 ⇒ 3.7倍（達成） ◆音楽学部の志願者倍率：第2期(3.0)比同程度以上 ⇒ 2.7倍（未達成）
--	---

No.	中期計画	計画の実施状況等	(参考) 自己評価
1	【学部教育】 本学の教育研究理念を踏まえて作成した三つのポリシーに基づき、少人数による多様な実践教育を体系的・横断的に実施し、学生の幅広い表現力と思考力を養うカリキュラム構築と内部質保証を実現する。新キャンパスを最大限活用しながら、ディプロマ・ポリシーに基づいて、確かな技能・技術や幅広い教養を修得できる教育環境を整備し、	全学教務委員会において、シラバスについてディプロマ・ポリシーとの関係を念頭において作成するよう、授業担当教員に依頼するとともに、内容の確認を行った。ポリシーとの関係が不明瞭なシラバスについては修正するなど、ディプロマ・ポリシーに沿った教育環境の整備を図った。また、同委員会において、学生の幅広い表現力と思考力を養うためカリキュラムを再編成し、令和8年度からの全学共通教養科目の設置を決定した。また、授業の改善に役立てるための学生アンケートについて、回答結果を担当教員にフィードバックし、より学修者にとって有効な授業	III

	社会に活力を与える創造性と感性をもった人材を育成する。 また、カリキュラム・ポリシーに則り、シラバスを通じた学修目的、学修目標を体系的に可視化する。	となるよう努めた。 さらに、美術学部教務委員会において、カリキュラム・ポリシーに則した履修方法について新たに検討を行い、令和8年度から実技授業をコマ制で実施することとした。	
2	【大学院教育】 より高度な研究教育を通じて芸術領域における高い専門性と実践的・創造的な能力を修得するとともに、自らの世界観を独自の表現と研究方法により広く社会に発信し、国際的視野に立って芸術と世界との新たな関係性を創造できる人材を育成する。	美術研究科において各専攻・領域の適正な定員数について将来構想委員会及び博士課程委員会で検討を行った。 また、音楽研究科博士（後期）課程における実技指導教員の指導資格について、資格審査基準の策定に向け、博士課程委員会にて検討を開始した。	III
3	【成績評価・学位授与】 成績評価基準の明示に沿って適切な成績評価や授業アンケートの実施など、学生及び教職員が学修・教育の成果の把握と改善に取り組み、PDCA サイクルによる教育の質保証の充実を図る。 また、学位授与については、ディプロマ・ポリシーに基づき、透明性・客観性を有する評価基準による審査等を行う。	全学教務委員会において、シラバスについてディプロマ・ポリシーとの関係を念頭において作成するよう、授業担当教員に依頼するとともに、内容の確認を行った。ポリシーとの関係が不明瞭なシラバスについては修正するなど、ディプロマ・ポリシーに沿った教育内容となるよう見直した。 さらに、同委員会において学生アンケートを実施し、回答結果を担当教員にフィードバックすることで、学修者にとってより有効な授業となるよう努めた。	III
4	【より優秀な学生の確保】 アドミSSION・ポリシーに基づき、芸術の専門教育を受ける適性、能力や意欲などを多面的・総合的に判断して、可能性に満ちた学生を確保する。 また、新たな入試方法等や大学院における社会人枠の拡大などについて検討するとともに、新キャンパスの環境にも留意するなど、多様な学生が入学しやすい環境の整備に努める。	【進学説明会】 民間事業者が主催する進学説明会に18回（令和6年度：17回）参加した。さらに、本学の志願者数の多い京都市立美術工芸高校、大阪府立港南造形高校、同夕陽丘高校、滋賀県立石山高校などを対象に個別の進学説明会を実施した。 【オープンキャンパス】 美術学部では8月3日にオープンキャンパスを実施し、参加者数は1,405名（※1）となった（令和6年度：1,567名）。 音楽学部では、オンラインによる全体説明会及び専攻別ガイダンス、大学構内での公開レッスンを実施し、対面とオンラインを併用して本学の魅力を発信した。参加者はオンライン全体説明会が175名（初開催）、オンライン専攻別ガイダンスが213名（令和6年度：201名）、公開レッスンのべ1,084名（令和6年度：のべ962名）となった。（※2） ※1:同伴者を除く。 ※2:同伴者を含む。公開レッスン参加者数は重複申込を含む。 また、中学校・高等学校単位でのキャンパス見学対応を11件（令和6年度：12件）行った。	III

		【その他】 音楽研究科の入試では、語学試験の実施方法を見直し、従来の本学で実施するペーパーテストから、外国語資格・検定試験の成績を活用する方法とした。 美術学部・研究科における将来構想委員会においては、今後の学部教育や大学院教育にふさわしい入試方法や定員について検討を進めている。	
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (2) 教育環境等の向上に関する目標	中期目標	芸術教育の特性を踏まえ、ファカルティ・ディベロップメント（FD：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）及びスタッフ・ディベロップメント（SD：職員を対象とした必要な知識及び技能の習得やその能力及び資質を向上させるための研修等）を充実させ、教職員の資質向上に努めるとともに、学修者の自主的な学びを促進する環境を充実させる。 また、デジタル技術を戦略的に取り入れ、多様な教育研究を推進するとともに、幅広い教養を身に付けるため、「大学のまち京都」の特性を活かし、学びの場の充実を図る。	
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置 (2) 教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置	◆FD・SD研修の参加率：80%以上（最終年）⇒78% ◆教職協働に資する研修：実施する⇒実施（達成） ◆横断的な学びの場として外部講師や客員教授を招いた特別授業の実施：8件以上⇒9件（達成） ◆図書館の企画事業：15件以上⇒34件（達成） ◆図書館の利用者数：38,800人以上⇒26,958人（未達成）		
No.	中期計画	計画の実施状況等	(参考) 自己評価
5	【教育の実施体制の充実】 本学の芸術教育の特性を踏まえ、FD・SDを通して教職員の資質向上を図るとともに教職協働を促進し、教育体制の強化を図る。 また、多様な人々にとって公平かつ安心安全な教育の実施体制を確立し、学生の自主的な学びを促進させるなど、専門	【FD研修】 令和7年4月1日着任の新任教員研修及び着任3年目/7年目/12年目の教員計17名を対象とした研修（両研修とも参加率100%）を実施した。 また、新たな研修として、全学FD委員会主催研修1回（参加率89%）、各学部及び大学院における独自研修として、授業方法の改善やカリキュラム改善等に取り組み能力育成を目的とした、他専攻の授業を参観し自らの教育に還元する授業参観形式研修を実施したほか、学部及び大学院の垣根を超えた教員同士	III

	的な教育研究を充実させる。	の交流の場とした。 さらに、愛知県立芸術大学と、両大学のFDの取組み状況、授業アンケートの活用及び合理的配慮の運用状況等をテーマとしたオンラインによるFD活動等の意見交換会を実施した。 その他、就業環境の向上を目的とし女性教員比率40%達成以降の対応や、女性教職員が働きやすい環境などを所属部局に関わらず気軽に話し合うFDカフェを開催した。 【SD研修】 事務局職員の資質向上に向けてSD研修の実施計画を策定し、研修体系を整理した。また、大学での研修に加え、京都市行財政局人事担当局長が実施する「センター研修」や公立大学協会の研修システム活用方針、受講報告書による受講確認を明確化するとともに、「センター研修」による研修会への参加を促進した。受講必須とした研修の総受講率は67.6%であった。 さらに、教員向けSDとしてのコンブプライアンス研修を実施した。 【その他】 障害のある学生を支援する取組として「合理的配慮のてびき」を作成のうえ、教職員、学生に配布し正しい知識の周知を図った。	
6	【教育研究に必要な環境等の充実】 学生や教員が教育研究を一層深め、幅広い教養を身につけるため、大学コンソーシアム京都をはじめとした他大学や各種団体・機関との連携の拡充や学内における横断的な教育の充実など、学びの場の充実を図る。 また、教育水準の維持・発展に必要な機器・設備の充実及び専門スタッフの配置などに常に取り組むとともに、知的財産権を始めとするコンプライアンスに関する学習機会の提供やデジタル技術の活用など、新たな教育研究環境の整備・更新に努める。	様々な分野の専門家による講義を実施し、学生が多様な価値観に触れ、外部から刺激を受けられる機会を創出した。 音楽学部・研究科においては、外部の音楽家を招いたマスタークラス（計6回）を実施し学内や一般にも公開するなど、横断的な教育の充実を図った。 ・6月18日/19日：ワルター・アウアー氏によるフルートマスタークラス ・10月16日：横山幸雄氏によるピアノマスタークラス ・11月25日：パスカル・ドゥヴァイヨン氏によるピアノマスタークラス ・11月9日：作曲専攻・ピアノ専攻合同 永野英樹氏による公開マスタークラス（京都コンサートホール協力） ・1月14日：ゾルタン・マクサイ氏によるホルンマスタークラス 美術学部においては、国際交流に貢献している方を講師として、学部・大学院の学生全員を対象に、特別授業を実施した。 ・5月17日：マルタ・スモリンスカ氏による特別授業「マグダレナ・アバカノヴィチによる《アバカン》：「身体化された感覚」と「拡張された場における触覚性」」	III

		・ 6月10日：木村宗慎氏による特別授業「「わび」「さび」についての理解を対話を通して深める」 ・ 12月5日：山本容子氏による特別授業「本の話、絵の話」 全学教務委員会において、学部横断的かつ幅広い教養を修得できる科目を選定し、令和8年度から新設する全学共通教養科目の実施に向けた準備を行った。 また、本学と協定を結んでいるTMI総合法律事務所と連携して「芸大生のための法律・ソーシャルスキル入門」を開講し、芸術に関する法律知識や論理的文章作成方法の講義など、幅広い知識の修得機会を学生に提供した。 美術学部では、学生が教育研究成果の発表等にプロジェクトルームを利用するための規程を整備し、運用を開始した。 附属図書館においては、以下の取組を行い、利用促進や図書館機能の充実を図った。 ・ 企画展示 (2回) 貸出促進企画 (4回)、ケース展示 (1回)、伊藤記念図書資料紹介展示 (1回)、ラ・ンチタイムミニトーク (2回)、伝音図書室コラボイベント (1回)、Exhibition@library (1回)、学生選書会 (1回)、図書館利用案内デザイン募集 (1回)、京都国際舞台芸術祭 2025 コラボ企画 (20回) 芸術資料館において、学芸員の採用や附属施設間の連携強化により、資料館機能の充実を図った。 ・ 京都銀行との共催/京都銀行美術研究支援制度 25 年記念展の開催 ・ 図書館との連携企画/スタンプラリーの実施 ・ 博物館経営論との連携企画/ミュージアムグッズの作成 その他、ホールの設備を充実させるため、吊りバトンの追加工事等を実施した。
第1 1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (3) 学生の支援に関する目標	中期目標 心身ともに充実した学生生活を送れるよう、きめ細かな学習支援、生活支援等を充実させる。また、芸術家へのキャリアサポートや企業等への就職支援について、在学生のみならず卒業生も対象に、個々の状況に応じた支援を充実させる。
第1 1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置 (3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置	◆学生の自主的活動支援の応募件数：30 件以上 ⇒ 39 件 (達成) ◆キャリアデザインセンター企画数：40 件以上 ⇒ 58 件 (達成) ◆キャリアデザインセンターの相談者数：400 人以上 ⇒ 506 人 (達成)

No.	中期計画	計画の実施状況等	(参考) 自己評価
7	【学生生活の充実】 多様な学生一人ひとりの学修、研究をきめ細やかにサポートし、全ての学生が公平に心身ともに充実した学生生活を送れるよう、セキユリティや相談体制の更なる充実、経済的支援などの学修環境を整備する。	「みらいの芸術家支援のれん百人衆」に寄せられた寄付金を活用した学生及び学生団体による自主的な芸術活動に対する支援について、全学生へ周知し、個人・団体から39件の応募申請を受け付け、16件の交付決定を行った。 その他、以下の取組を通じて学生支援の充実を図った。 ・合理的配慮の実施体制を整えるとともに、令和8年1月に「合理的配慮のてびき」を作成し、制度の詳しい説明や支援方法について、大学ウェブサイトで周知した。 ・日本学生支援機構の奨学金、高等教育の修学支援新制度、本学独自の授業料減免を実施するとともに、今年度から拡充された多子世帯の支援制度に適切に対応した。 ・キャンパス・ハラスメントの相談体制について、令和7年度から、キャンパス・ハラスメント相談室を設置し、相談体制の整備を行うとともに、大学ウェブサイトや新年度オリエンテーションにて周知した。 ・沖縄で開催された五芸祭へ教職員を派遣し、キャリア支援について他大学との意見交換を実施 ・芸大祭が円滑に開催されるための調整や支援 ・クラブ活動への助成事業 また、新入生オリエンテーションにおいて防犯や薬物に関する研修を実施したほか、不審者情報等の一斉周知などにより、安心安全な学生生活を送ることができるよう継続的に防犯意識の向上を図った。 さらに、学生生活の充実を図るため、食堂を整備し、令和7年4月10日に営業を開始した。	III
8	【キャリア支援】 在学生のみならず卒業生も、自身の未来を見据えた選択ができるよう、個々の状況に応じたきめの細かい支援を更に充実するとともに、キャリアデザインに関する導入教育やキャリア形成に関する情報アクセスの拡充など、芸術家へのキャリアアデザインや企業等への就職支援を行う。	キャリアデザインセンターにおいて、自身のキャリアを考えるうえで必要な情報を探す手助けとなる機関やツールを紹介する「芸大生のためのさがしもの講座」や、本学を卒業した学生の現状や卒業後の取組として、卒業生本人が公演を行う「10年後の京芸生」を開講したほか、就職や芸術活動を支援するための相談や支援を実施した。 〈就職活動支援〉 就職活動支援オンラインサービス「キャリアタス UC」で本学向けの求人情報を一括管理し求人者の斡旋や就職相談に活用するなど、個々の学生のニーズに応じた対応を実施した。 ・就活情報専用 Classroom の運用（登録者341人）、就職ガイダンス:11回（総参加者240人）、企業説明会:33社（総参加者365人）、キャリアアップセミナー:4回（59人）、合同企業説明会:1回3社	III

	ならず、作品や演奏の発表などを通して、知的資源を社会に還元する。	・市民向け伝音セミナーの開催（9回） ・公開講座(研究員による活動報告を含む)の開催（11回） ・連続講座の開催（5回） ・伝統音楽やその他様々なジャンルの音楽を取り上げた伝音ライブの開催（3回） ・令和6年度の取組について紀要に取りまとめて公開 芸術資源研究センターにおいては、以下の取組を通じて、研究成果を発信した。 ・設立10周年記念事業・芸術と人権に関する講座（①やわらかい社会の作り方②土地の語りに耳を澄ます）を開催。 ・コンポスト（紀要）VOL.5「沓掛図鑑（不完全版）」刊行 ・アーカイブ研究会・プロジェクトの振り返り（アーカイバルナイト）の開催（5回）	
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 2 研究に関する目標 (2) 研究への支援等に関する目標	中期目標	学生及び教員が研究に邁進できるよう、研究内容に即した支援の充実を図るとともに、デジタル技術を活用した多様な研究に取り組むなど、大学全体の研究の活性化を目指す。	
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置 (2) 研究への支援等に関する目標を達成するための措置	◆科研費の応募件数：25件以上 ⇒ 25件（達成） ◆科研費の獲得件数：45件以上（6年累計） ⇒ 13件（進捗率28.9%）		
No.	中期計画	計画の実施状況等	(参考) 自己評価
10	【研究への支援】 デジタル技術の基盤強化や施設設備の柔軟な運用など、教員及び学生が様々な研究に邁進できる環境の充実に取り組む。 また、外部資金の獲得増に向けたサポートや研究費の効果的な配分など、研究に必要な支援体制の充実を図り、研究基	科学研究費については、令和6年度と比べ申請件数が増加した。 その他民間助成については、学内の研究者へ公募情報を通知し、応募を呼びかけた。 【科学研究費】 ・申請件数：25件（令和6年度：20件） ・申請金額（合計）：268,174,000円（令和6年度：175,070,900円） ・採択件数：9件（令和6年度：4件）	III

	盤の強化に努める。	・採択金額（合計）：62,530,000 円（令和 6 年度：13,780,000 円） ※採択件数及び金額について、6 月末に 1 件結果発表予定	
第 1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標	中期目標	国際的に活躍できる創造的な人を輩出するため、海外の芸術大学やアーティスト等との交流・連携を推進するとともに、グローバル化を視野に、留学生の受入れや学生の海外留学の更なる拡大、教員や学生の国際的な活動に関する支援の充実に努める。
3	その他の目標		
(1)	国際交流の充実に関する目標		
第 1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		◆留学生展や海外アーティストと連携した展覧会・演奏会等：10 件以上（6 年累計） ⇒ 27 件（進捗率 270%）
3	その他の目標を達成するためにとるべき措置		◆海外からの客員研究員の人数：35 人以上（6 年累計）⇒ 9 人（進捗率 25.7%）
(1)	国際交流の充実に関する目標を達成するための措置		◆交換留学生（派遣）の人数：30 人以上（6 年累計）⇒ 15 人（進捗率 50%） ◆交換留学生（受入）の人数：50 人以上（6 年累計）⇒ 28 人（進捗率 56.0%）
No.	中期計画	計画の実施状況等	(参考) 自己評価
11	【国際交流の充実】 交流協定締結校や海外の文化芸術団体・機関との連携を強化し、教育研究における国際交流を推進する。 また、学生の海外留学を支援するとともに、海外からの学生・アーティストの受け入れ環境を整備し、芸術における人的交流を活性化するなど、国際化の充実を図る。	文化的理解及び学術的交流を促進するため、美術学部・研究科においては、デュッセルドルフ芸術アカデミー（ドイツ）と新たに交流協定を締結した。音楽学部・研究科においては、プラハ芸術アカデミー（チェコ）との間で、欧州の国際教育支援プログラム「Erasmus+」を含む交流契約を更新、ザルツブルク・モーツァルテウム大学（オーストリア）と交流協定の締結及び大阪・関西万博での交流演奏会の実施、ドイツ・ブライイトコップ社長とのワークシヨップ、カナダナショナルアーティストセンターのメンバーによるマスタークラスの実施、韓国梨花女子大学の教員と学生を迎えた合同定期演奏会等を実施した。 また、国際交流を促進するため、以下の取組を実施した。 ・本学を来訪した外国の方のアテンド：15 件 ・協定校との交換留学の実施： - 美術：派遣 5 人（うち学部 1 名）/受入 8 人（うち学部 3 人） - 音楽：派遣 2 人（うち学部 1 人）/受入 8 人（うち学部 6 人）	III

		・国際交流パーティー：2回 ・交換留学ガイダンス：3回 ・留学生展：2回	
--	--	--	--

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 3 その他の目標 (2) ダイバーシティの推進に関する目標	中期目標	多様性を尊重し、包摂性のある社会の実現に向けて、多様な学生・教職員が切磋琢磨し、学習の幅を広げ、教育研究の質の向上を図る。
--	------	---

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するためにとるべき措置 (2) ダイバーシティの推進に関する目標を達成するための措置	◆女性教員比率（計画終了時点）：40%以上 ⇒ 40%	
--	-----------------------------	--

No.	中期計画	計画の実施状況等	(参考) 自己評価
12	【ダイバーシティの推進】 あらゆる多様性を最大限尊重し、全ての人にとって安心して快適な環境を目指して、施設設備や相談体制を充実するとともに、性別、障害、性的指向・性自認、国籍などの多様性から生まれる価値観を教育研究に活かせる環境整備を行う。 また、世界人権問題研究センター等とも連携し、芸術活動を通して社会全体のダイバーシティの推進に取り組む。	令和8年度当初に全学の女性教員比率が40%に達することとなったことから、引き続きジェンダーバランスに配慮した教員採用を進めるものの、女性限定公募は行わないこととした。 ギャラリー@KCUAにおいては、包摂的な社会を築くための新たな視点と想像力を喚起する特別企画展として KYOTO EXPERIMENT2025 との共同開催による「タニア・エル＝コーリーの個展及びパフォーマンス公演」を実施した。 障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、学内の理解を深めるとともに、各部署が連携し、学生や合理的配慮を行う教員への支援に必要な「合理的配慮の手引き」を作成した。 キャンパス・ハラスメントの相談フローの改善や体制の充実を実施したほか、相談者に寄り添った支援に取り組むための体制を構築した。 Wi-Fi 環境の充実や食堂整備など、全ての学生が快適に過ごせる環境の確保・維持及び改善に取り組んだ。	III

第2 地域連携・社会貢献に関する目標 1 地域連携・社会貢献の推進に関する目標	中期目標	開かれた「テラスのような大学」のコンセプトの下、教育研究の成果をはじめ、大学資源の提供の取組を強化し、広く地域や社会全体の発展に積極的に貢献する。その際、文化芸術はもとより産業・経済・医療・福祉・環境、共生社会、まちづくり、教育など多様な分野の大学や研究機関、関係団体等との連携をより一層推進し、相互に協力して、様々な社会課題の解決や、多様性と包摂性のある誰一人取り残さない社会の実現、イノベーションによる経済の活性化など、社会や経済に資する新たな価値の共創を推進する。
--	------	---

第2 地域連携・社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 地域連携・社会貢献の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 地域連携の推進に関する目標を達成するための措置	◆小中等学校と連携した事業の実施：6件以上 ⇒ 7件（達成） ◆産学連携事業の実施：12件以上 ⇒ 41件（達成） ◆地域連携事業の実施：13件以上 ⇒ 40件（達成）
---	--

No.	中期計画	計画の実施状況等	(参考) 自己評価
13	【産官学との連携】 小・中・高等学校や他大学等の教育機関、国内外の研究機関や芸術団体、文化庁等と広く連携を図り、芸術を軸として京都の伝統文化や芸術文化に触れ合う機会を創出する。 各企業や地域の産業界との連携による研究事業に取り組む、芸術を基盤とした新たな可能性の創出を目指すとともに、教育研究にもつながる連携を促進する。また、医療、福祉、環境、共生社会、まちづくりなど、幅広い分野・団体と連携・協働を図る。	京都市教育委員会と連携し、下京区内の4小学校（京都市立洛央小学校、梅小路小学校、下京渉成小学校、下京雅小学校）において、音楽学部が鑑賞教材を演奏するなど、学級担任とコラボレーションした授業を実施した。 京都市会と連携し、美術学部総合デザイン専攻の学生13名が「京都市会プロモーションマーク（市会広報物に共通して使用するデザイン）」の制作に取り組んだ。市議会議員全員の投票により13作品の中から採用されたデザインは、京都市会の広報物に広く活用されている。 また、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団との連携協定に基づき、京都市交響楽団の演奏会に学生が出演した。 【主な出演実績】 ・演奏会：15公演 ・出演者数（延べ人数）：ヴァイオリン14名、ヴィオラ4名、チェロ6名、ピアノ&チェレスタ1名、ハープ1名 全国芸術系大学コンソーシアムが文化庁から受託した「芸術系教科等担当教員等研修会」では、中学校・高等学校の美術教科及び音楽教科の担当教員を対象として知識を深め指導力向上に資するよう講義を実施した。	III

		さらに、京都府立陶工・高等技術専門学校、京焼炭山協同組合、京都陶磁器協同組合連合会「寺小屋塾」の4つの機関と連携し、伝統的な手法で京式登窯を焼成する取組を実施したほか、府、市との連携で1月に開催された府市協調伝統産業対話会にも参加した。 その他、ギャラリー@KCUAが中心となり文化庁採択事業「TOPOS:まなびあう庭としての芸術大学」を実施するなど、企業・団体等と幅広く連携事業を実施した。 【主な実績】 ・京都ロータリークラブの創立100周年を記念し、佐渡裕氏の指揮のもと本学音楽学部・大学院管弦楽団が演奏するチャリティコンサートを堀場信吉記念ホールにて開催（同コンサートで集まった寄付金は本学の教育研究活動へのご支援として寄付いただいた）したほか、派遣交換留学生の支援を目的とする覚書を締結し、奨学金事業を開始 ・レクサス西大路店と連携し、オーナーズラウンジにて「co/nect」展を開催 ・ザ・サウザンド京都と連携し、同ホテルアートギャラリーにて作品展示 ・京セラと連携し、京セラギャラリーにおいて「若手作家が活躍できる場を創出し、地域社会を活性化」することを目的とした展覧会を実施 ・月桂冠及びSCREEN グラフィックソリ ューションズとの共同プロジェクト「オリジナルラベルによる日本酒の商品化」を実施 ・京都銀行と連携し、芸術資料館にて「京都銀行 京都市立芸術大学コレクション—美術研究支援制度25年記念展」を実施 ・京都大学及び京都工芸繊維大学と連携し、社会人対象の創造性育成プログラム「Kyoto Creative Assemblage」を実施	
14	【地域連携】 開かれた大学として、地域との交流や地域資源の活用など芸術活動を通じて地域との連携を深め、まちづくりに寄与する芸術活動のあり方を模索するなど、芸術の新たな可能性の創造に資する取組を行う。	地元である崇仁地域の春祭りにおいて、お囃子隊や鉦の曳手として学生や教職員が参加するなど地域交流を深めた。また、崇仁教育連絡会/崇仁児童館/食育協会と協力し、地域の子どもたちが皿やスプーンを製作するとともに、自分で育てた野菜を使ってカレーを作り、食する企画を実施した。 その他、以下のとおり地域連携事業を実施した。 【主な実績】 ・京都市下京青少年活動センターによる月2回のキッチンカー出店（4月～7月/10月～1月） ・下京渉成小学校でのレジデンスの実施 ・下京区4小学校（京都市立梅小路小学校、下京渉成小学校、洛央小学校、下京雅小学校）において、	IV

		「地域とつながる音楽教育」プログラムの一環として演奏等のコラボレーション授業を実施（5月/6月） ・ウエスティ音暦（6月/11月） ・「たがやし」プロジェクトの実施（7月） ・下京・京都駅前サマーフェスタへの参加（9月） ・南まちなかアートのワークショップ参加（10月/11月） ・崇仁学区民体育祭開催への協力（10月） ・崇仁文化祭への出品（11月） ・文化会館コンサート（2月） ・下京渉成小学校作品展に協力（2月） ・下京まちなかアートでの作品展示及び演奏会（3月） ギャラリー@KCUAにおいて、以下のとおり地域企業等との連携事業を実施した。 〈植彌加藤造園株式会社〉 ・渉成園でのレクチャー・フィールドワーク（1回） ・東山地域でのレクチャー・フィールドワーク（1回） ・大原地域でのワークショップ（2回） ・高瀬川でのフィールドワーク（1回） ・崇仁地域でのレクチャー、フィールドワーク（1回） 〈東本願寺〉 ・重信会館でのワークショップ（1回） 〈崇仁自治連合会及び柳原銀行記念資料館〉 ・崇仁テラスでの野外映画祭の開催（1回）
--	--	--

第2	地域連携・社会貢献に関する目標を達成するためとるべき措置	◆展覧会・演奏会等の開催件数：44件以上 ⇒ 52件（達成）
1	地域連携・社会貢献の推進に関する目標を達成するためとるべき措置	
(2)	社会への還元に関する目標を達成するための措置	

No.	中期計画	計画の実施状況等	(参考) 自己評価
15	【社会への還元】 京都から文化芸術を広く発信し、新しい芸術の可能性を追求した研究成果である知的資源を社会に還元することで、文化芸術教育の発展に貢献する。	本学の研究成果を社会に還元することを目的に、事業ごとの特性を踏まえて様々な事業を実施した。 【主な実績】 〈演奏会等〉 ・小濱妙美教授退任記念演奏会（4月） ・プロフェッサーコンサート（5月） ・クロックタワーコンサート（5月） ・ウエステイ音暦（6月/11月） ・ピアノフェスティバル（6月） ・ホワイエコンサート（6月/11月） ・定期演奏会（7月/12月/2月） ・オーケストラ協演のタベ（10月） ・オータムウィンズフェスト（11月） ・クリスマスチャリティコンサート（12月） ・文化会館コンサート（2月） ・作品展（2月） ・卒業演奏会（3月） 芸術資料館及びギャラリー@KCUAにおいて、以下の企画を実施し、文化芸術の発信に取り組んだ。 ・芸術資料館：収蔵品展等（4回） ・ギャラリー@KCUA：卒業生等による企画申請展（4回）、特別企画展（3回）	III

第2 地域連携・社会貢献に関する目標 2 社会人や子どもへの芸術教育の推進に関する目標	中期目標 年齢に関わりなく「学び直し」（リカレント教育）の重要性が増すとともに、創造性や感性、思考法など芸術の持つ力に対する評価や関心が高まる中、新キャンパスの立地等も活かしながら、企業等で働くいわゆる現役世代から、高齢者までの社会人の学び直しの機会や、新たなスキル・能力の開発（リスキリング）、課題解決のニーズを踏まえた芸術教育の学習機会を、積極的に提供・推進する。また、子どもたちが、学校の授業等以外に、専門的で質の高い芸術教育や芸術体験に触れる機会を提供すること等を通して、感性や才能を育み、心豊かで活力ある社会の担い手となる人の育成に積極的に取り組む。
---	--

第2 地域連携・社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 社会人や子どもへの芸術教育の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置	◆公開講座・公開授業の開催件数：21件以上 ⇒ 48件（達成）
---	--

No.	中期計画	計画の実施状況等	(参考) 自己評価
	【社会人や子どもへの芸術教育】 サマーアーティストスクールや公開講座の充実など、幼児から高齢者までの幅広い世代や障害のある方を対象として、芸術と接する機会の創出・充実を図るとともに、京都子ども音楽教室との連携を一層深め、学習の多様性が生み出す新たな芸術の価値創造を担う人を育成する。 また、共同プロジェクトの実施や様々なニーズに対応するためのプログラムの拡充などにより、学習機会の充実に努める。	広く社会に向けて以下の取組を行い、芸術と接する機会の創出・充実を図った。 【美術学部・研究科】 ・サマーアーティストスクール：5 講座 ・京都大学及び京都工芸繊維大学と連携した社会人対象の創造性育成プログラム「Kyoto Creative Assemblage」の実施 【日本伝統音楽研究センター】 ・伝音セミナー：9 回 ・公開講座：3 回 【芸術資料館】 ・収蔵品展でのギャラリートーク開催：6 回 ・連続講座開催：3 回 【ギャラリー@KCUA】 ・公開講座/フィールドワーク/レクチャー開催：40 回 【芸術資源研究センター】 ・設立 10 周年記念事業・芸術と人権に関する講座（①やわらかい社会の作り方②土地の語りに耳を澄ます）の開催 ・コンポスト（紀要）VOL 5「沓掛図鑑（不完全版）」刊行 ・アーカイブ研究会・プロジェクトの振り返り（アーカイバルナイト）の開催（5 回） また、京都子ども音楽教室に対して、以下のとおり協力を行った。 ・音楽学部教員 特別鑑賞授業・ワークショップ開催：2 回	III

16

		公開レッスン講師：2回 定期演奏会オーディション審査員：1回 ・音楽学部学生 堀場信吉記念ホールでの演奏会におけるエキストラ出演等：2回	
第2 地域連携・社会貢献に関する目標 3 推進方法の整備に関する目標	中期目標	地域連携・社会貢献等の推進に当たっては、大学としての取組方針（ポリシー）を策定するとともに、課題やニーズへの対応方法や必要な体制等を整え、関連する業務や情報を集約して取組を適切かつ効果的に推進するなど、中長期的な視点から芸術と社会のより良い未来を創造するための持続的な仕組みを整備することを目指す。	
第2 地域連携・社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 推進方法の整備に関する目標を達成するためにとるべき措置			
No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
17	【地域連携・社会貢献の推進】 社会環境の変化や新たな課題に柔軟かつ機動的に対応しながら、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献を推進するため、地域との共創に即した連携ポリシーを策定するとともに、組織体制を整備する。	共創テラス・連携推進課を中心に、引き続き地域連携及び社会貢献に取り組んだ。	III
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織力の向上に関する目標	中期目標	社会の变革を踏まえた大学運営上の課題に対応するため、ガバナンス機能を強化し、理事長・学長のリーダーシップの下、柔軟で機動的な組織運営に努める。	

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織力の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
No.	中期計画	計画の実施状況等
18	【ガバナンス強化及び教職協働】 大学を取り巻く社会環境の変化や全学的な課題に機動的に対応するため、ガバナンス機能を強化し、意思決定の迅速化や透明性を確保するとともに、既存組織の再編について検討を行う。また、FD・SDを通じて組織力の向上や教職協働の実質化を促進する。 IR (institutional research) 機能の強化について委員会等で検討し、収集・分析した情報に基づいて大学運営を行うことで、業務運営の改善につなげる。 社会環境の変化や新たな課題に柔軟かつ機動的に対応し、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献を推進するとともに、新キャンパスへの移転に際して支援いただいたことを契機として、各種企業・団体や市民との関係を重視しながら、新たな寄付金やクラウドファンディングなど、外部資金の獲得を積極的に進めるための体制を整備する。	新理事長を中心とした新たな体制の理事会により、法人・大学の課題を把握しその解決に取り組んだ。 副学長2名は、それぞれ所管する委員会において、以下の対応を行った。 ・全学教務委員会：全学共通教養科目の創設 ・全学入試委員会：初めて実施した全国共通テスト追試験の対応 ・全学FD委員会：FD・SD研修の充実 ・キャンパス・ハラスメント防止対策委員会：新たな案件への対応及び研修の実施 また、法人の自己点検評価委員会においても法改正に伴う制度の見直しの検討を行った。 新理事長及び副理事長が、継続して支援を受けているのれん百人衆の参加社を訪問し、今後のご支援を依頼した。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標 2 業務運営の効率化に関する目標		外部の知見を法人運営に活かし、業務運営の効率化・合理化を図り、戦略的かつ安定的な大学運営を推進する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置			
No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
19	【大学運営の安定化及びデジタル化】 安定的な大学運営の実現に向け、中長期的な展望に立った人材を採用・育成するとともに、業務の定期的な検証や改善を行う。 また、デジタル技術を導入し、事務のデジタル化やシステム化を行うことで業務の効率化を推進する。	安定的な大学運営に必要な人材の確保するため、令和8年4月1日付けで3名の事務職員を採用した。 人材育成では、新人研修はもとよりSD研修を着実に実施している。 事務効率化の取組として勤怠管理システムを導入し、運用を開始した。令和9年4月から財務会計システム及び人事給与システムを更新することから、文書管理システムも併せて導入し、事務基盤システムを一括して整備するため、総合評価一般競争入札により事業者を選定した。 SD実施計画にDX研修の実施について定め、公立大学協会が運営する研修システムを用いて、動画研修を実施した（受講率：75%）。	III
第4 財務内容の改善及び効率化に関する目標 1 外部資金その他の自己収入の確保に関する目標		中期目標 自由で独創的な教育研究環境の充実を図るため、寄付金の募集や外部資金の獲得による自己収入の確保・拡大に積極的に取り組む。もとより、大学運営に必要な財源の安定的な確保や、社会情勢の変化や新たな課題に対応していくために必要な財源の確保に本市とともに努める。	
第4 財務内容の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部資金その他の自己収入の確保に関する目標を達成するためにとるべき措置		◆寄付金の獲得件数：175件以上 ⇒ 202件（達成） ◆のれん百人衆の参加者（社）数：23件以上 ⇒ 25件（達成）	
No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
20	【外部資金の獲得】 法人運営の長期安定性と自律性を確保するため、外部資金の獲得に向けた取組を強化する。また、寄附金やクラウドファンディングなど、外部資金獲得を一層進めるための	新理事長の就任に伴い、京芸友の会及びのれん百人衆のリーフレットを刷新した。京芸友の会のリーフレットは、同窓会や後援会などに一斉送付するとともに、京芸友の会のチラシも新たに作成し、定期演奏会において配布するなど寄附者の獲得に取り組んだ。 新たな外部資金の確保に向け、PayPay 応援募金サービスを導入した。	III

	体制を整備し、芸術大学の特性を活かして企業等からの寄付金等の確保・拡大を図るとともに、集めた寄付金の使途について情報発信に努める。	のれん百人衆の参加社を新理事長及び副理事長が訪問し、支援の継続を依頼するなど外部資金の獲得に取り組んだ。また、引き続き堀場製作所から多額の支援を受けることができた。 【実績】 ・友の会寄付金：169 件（寄付金額：3,225 千円） ・その他寄付金：8 件（寄付金額：67,046 千円） ・のれん百人衆の参加者（社）数：25 件（寄付金額：12,930 千円）
--	---	--

第 4 財務内容の改善及び効率化に関する目標 2 経費の効率化に関する目標	中期目標	中長期的な大学経営の視点をもち、大学運営に係る業務の内容や収支の状況を点検精査し、必要に応じて見直しを行うとともに、適正な教職員の配置等と運営の効率化を推進し、持続可能な財務運営を実現する。
--	-------------	---

第 4 財務内容の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置 2 経費の効率化に関する目標を達成するためのべき措置	
--	--

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
21	【経費の効率化】 芸術大学としての教育研究の質を低下させることなく、持続可能な財務運営を実現するため、効率的、効果的かつ計画的な経費執行に努めるとともに、教職員の適正な配置や業務の見直し等により、持続可能な財政運営に努める。	令和 6 年度決算情報について、教育研究審議会へ報告し、学内への周知に取り組んだ。 新キャンパスでの初年度運営実績を踏まえ、令和 7 年度予算において光熱水費や建物管理経費を抑える一方、修学支援制度拡充への対応や物価高騰による附属図書館の窓口運営費の増額やシステム改修費を確保するなど、効率的・効果的な予算編成を行った。	III

第 4 財務内容の改善及び効率化に関する目標 3 資産の適正な管理と有効活用に関する目標	中期目標	保有資産、芸術資料等の状況を把握し、適正に管理するとともに、その有効活用を図る。
---	-------------	--

第4 財務内容の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 資産の適正な管理と有効活用に関する目標を達成するためにとるべき措置	
---	--

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
22	【資産の適正管理及び有効活用】 学内外のニーズも踏まえながら新キャンパスの管理・運営手法を確立し、長期的視野を持って市民の誇りとなる施設にふさわしい施設環境の維持に努める。また、保有資産・芸術資料等の適正管理と価値の発信に努めるとともに、各種施設を有効活用するための仕組みを構築する。	長期的な視野を持った施設管理を行うため、学内外の技術的知見を取り入れ、資金需要や具体的な課題の対応策をとりまとめた中長期保全計画を作成した。また、ホールの吊りバトンの追加など、施設環境の維持・改善に取り組んだ。 芸術資料館においては、収蔵品の調査研究を実施するとともに、令和6年度から引き続き、循環照合を実施した(3か年計画)。また、京都市立芸術大学芸術資料館「連続講座 学芸員が語る京都市立芸術大学」を実施(3回)し、専門的見地から収蔵品の価値発信に取り組んだ。 また、本学の芸術資料保存環境改善を目的に、教員が京都大学の教員と共同で附属施設等における芸術資料の保存環境調査及び関係者へのワークショップを行った。 講義室の一般貸出について規程や体制を整備し、11月から貸出を開始した。	III

第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標	中期目標	自己点検・評価をはじめとした内部統制機能について、全学的な体制を確立させ、その内容を結果を公開するとともに、その結果を教育研究活動及び大学運営の改善に活用する。

第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するためにとるべき措置	
---	--

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
23	【評価】	令和6年度の自己点検・評価を実施し、自己点検・評価委員会で審議のうえホームページに掲載した。	III

	地方独立行政法人法の改正に伴い、新たな自己点検・評価手法を確立する。また、中期計画等の進捗管理を徹底するとともに、その内容や結果を速やかに公表する。 全学的な内部質保証システムを活用し、教育研究や大学運営の改善に取り組む。	第3期中期計画について、指標を軸とした進捗管理を行うとともに、業務実績報告の様式を変更した。 法改正に伴う自己点検評価・内部質保証体制の充実に向けた検討を行った。
第5	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 2 情報公開及び情報発信の推進に関する目標	中期目標 公立の芸術大学として、社会への説明責任を果たし、大学への理解と広範な支援を得るため、法人情報の適切な公開に取り組むとともに、大学の教育研究成果等を、積極的に国内外に発信するなど、広報の充実を図る。
第5	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 情報公開及び情報発信の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置	◆ウェブサイトへのアクセス数：2,930,000件以上 ⇒ 2,627,195件（未達成）
No.	24	中期計画 【情報公開】 市民や社会に大学の活動が伝わるよう、広報誌やウェブサイト等を通じて大学の教育研究、地域連携・社会貢献の取組を発信していく。とりわけ、学部・専攻の取組、研究センターの取組、ギャラリー@KCUAや芸術資料館の取組、また招聘講師等による特別授業など、市民や社会の関心が高いと思われる情報については大学広報として積極的に発信していく。同時に、学長が中心となり、メディア等からの取材を積極的に受けることにより、パブリシティを通じて広く社会に大学の情報が行き渡るよう努める。 計画の実施状況等 ウェブ사이트やSNS、印刷物等を通じて大学のニュースやイベント情報等を積極的に発信したほか、新たに大学概要を発行し、大学への来客者へ配布するなど、本学の情報発信に努めた。 また、学長を中心としたメディアへの露出や積極的な報道発表により広報・PR活動を充実し、メディア対応も積極的に行った。 【主な実績】（※3月31日時点） ・ウェブサイトアクセス件数 2,627,195件（令和6年度：2,922,018件） ・Facebook インプレッション数 961,094件（令和6年度：834,353件） ・X（旧Twitter）インプレッション数 1,055,120件（令和6年度：2,047,327件） ・Instagram インプレッション数 2,740,462件（令和6年度：814,763件） ・YouTube 視聴件数 26,480件（令和6年度：33,177件） ・イベント情報掲載件数 177件（令和6年度：204件） 自己評価 III

	また、卒業生の芸術活動は本学の教育研究の「成果」であると捉え、大学として積極的に情報収集に努めるとともに、収集した情報をSNS等で適宜発信していく。 ウェブサイトを通じて法人の体制、運営組織、財務諸表、業務実績報告書等の経営に関する情報を公開し、透明性のある経営に努める。	・お知らせ掲載件数 173件（令和6年度：210件）	
第6 その他の業務運営に関する重要目標			
1	施設設備の維持管理に関する目標	中期目標	環境負荷の低減やダイバーシティにも配慮した良好な教育研究環境を確保し、最適な施設設備の維持管理を推進する。
第6 その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置			
1	施設設備の維持管理に関する目標を達成するためにとるべき措置		
No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
25	【施設設備の維持管理】 良好な教育研究環境を維持するため、新キャンパスの施設設備の維持に即した管理手法を確立する。 また、ダイバーシティや環境負荷の低減に配慮した施設として、常に改善に取り組むとともに、全ての人が快適に過ごせる環境の確保・維持に努める。	新キャンパスに対する学部等からの改善要望等を踏まえ、学内各所で様々な新設及び改修工事を行い、教育研究環境の改善及び機能充実に取り組んだ。 【主な実績】 ・食堂の設置及び食事スペースの新装 ・購買の設置 ・E棟3階孔版室（油性）の換気性能増大を目的とした設備改修 ・堀場信吉記念ホールへの吊りバトン追加 ・資料の保管環境改善を目的とした伊藤記念図書館及び伝音センター図書室への除湿機設置 ・A棟4階録音スタジオ残響音改善工事 ・A～D棟間3階ブリッジの防滑塗装工事	III

		・展示環境改善を目的としたC棟1階プロジェクトルームのライティングレール改修 ・C棟搬入通り及び屋外作業スペースの照明増設 ・C棟4階構想設計制作室1の照明更新 ・C棟5階講義室11への遮音カーテン設置 ・D棟北側駐輪場のサイクルスタンド設置 ・D棟6階屋外廊下への庇の設置 ・個人研究室の防音環境改善工事 ・AEDの増設(3台) また、今後約30年間の施設保全を見据えて、中長期保全計画を策定した。	
--	--	--	--

第6	その他の業務運営に関する重要目標	中期目標	学生及び教職員の安心・安全な教育研究環境及び労働環境を確保するとともに、災害、事故、犯罪、感染症等に対して迅速かつ適切に対応するための体制を構築する。
	2 安全管理に関する目標		

第6	その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	◆学生を対象とした安全管理講習：実施する ⇒ 実施（達成）
	2 安全管理に関する目標を達成するためにとるべき措置	

No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
26	【安全管理】 全ての学生及び教職員が安心して学び、働ける環境を確保するため、災害・事故等の未然防止に努めるとともに、安全管理に関する外部の知見も活かしながら、全学的な安全管理体制を強化する。	本学が委託する建物総合管理業務に関係する事業者の知見も取り入れ、危機管理マニュアルの更新や避難訓練（芸祭関係者、事務局職員が参加）を実施した。 産業医による職場巡視を毎月実施し、指摘があった箇所については、次の職場巡視までに改善を行った。 共有工房について、機器使用に係る安全確保のため、令和7年度前期に全てのライセンシス制度を整え運用を開始した。また、令和8年度に向けて美術学部の各専攻独自で設定している専攻ライセンシスを廃止し共有工房のライセンシスのみとし、教職員及び学生の安全に関する意識を統一することで、機器使用に係る一層の安全確保を行うこととした。	III

第6 その他の業務運営に関する重要目標		中期目標	法令遵守、情報セキュリティ対策やコンプライアンス推進体制の強化、個人情報や知的財産権保護等に関する意識向上を図るとともに、人権の尊重の取組を徹底する。
第6 その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置			
3 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するためにとるべき措置			
No.	中期計画	計画の実施状況等	自己評価
27	【法令遵守及び人権の尊重】 公立大学法人として、学生や市民、地域社会から信頼される法人運営を目指し、関係法令・学内規程等の遵守、性暴力やハラスメント等の人権侵害の防止等について、教職員の意識向上を図る。	法令遵守については、12月に教職員対象のコンプライアンス研修を実施し、意識改革を行うとともに注意喚起を行った（受講率：86%）。また、同研修時に、「公立大学法人京都市立芸術大学コンプライアンス推進のための行動規範」を配布した。 また、合理的配慮についての研修を令和8年度開始直後に実施でききよう準備を行った。 さらに、2月に実施した教職員向けハラスメント研修（専任教員・事務局正職員必須）は、当日91名の出席者（出席率67%）に加え、欠席者への事後学習（動画視聴・アンケート回答32名）により、最終的な履修率は90%以上となった。なお、必須受講者以外も含め、合計の履修者は166名（研修出席者は97名）となった。 その他、経理担当者向け資料を大幅に改善し、8月に研修を実施することで運用を徹底した。また、本学の規程整備及び改廃事務を適切に遂行するため、「公立大学法人京都市立芸術大学の規則等の制定改廃に関する規程」を制定した。同規程に基づき、今後、規程の点検・見直しを適宜進めていく。	III

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

第8 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 2 億円	2 億円	該当なし
2 想定される理由 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。	運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。	

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 予定なし	予定なし	該当なし

第10 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
第10 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、使途を把握し、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、使途を把握し、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	該当なし

第11 その他

中期計画	事業計画	実績
1 施設・設備に関する計画 第1 1(2)「教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置」、第1 2(2)「研究への支援等に関する目標を達成するための措置」、第1 3(2)ダイバーシティの推進に関する目標を達成するための措置」及び第6 1「施設設備の維持管理に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。	第1 1(2)「教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置」、第1 2(2)「研究への支援等に関する目標を達成するための措置」、第1 3(2)ダイバーシティの推進に関する目標を達成するための措置」及び第6 1「施設設備の維持管理に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。	第1 1(2)「教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置」、第1 2(2)「研究への支援等に関する目標を達成するための措置」、第1 3(2)ダイバーシティの推進に関する目標を達成するための措置」及び第6 1「施設設備の維持管理に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。
2 人事に関する計画 第3「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置」に記載のとおり。	第3「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置」に記載のとおり。	第3「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置」に記載のとおり。

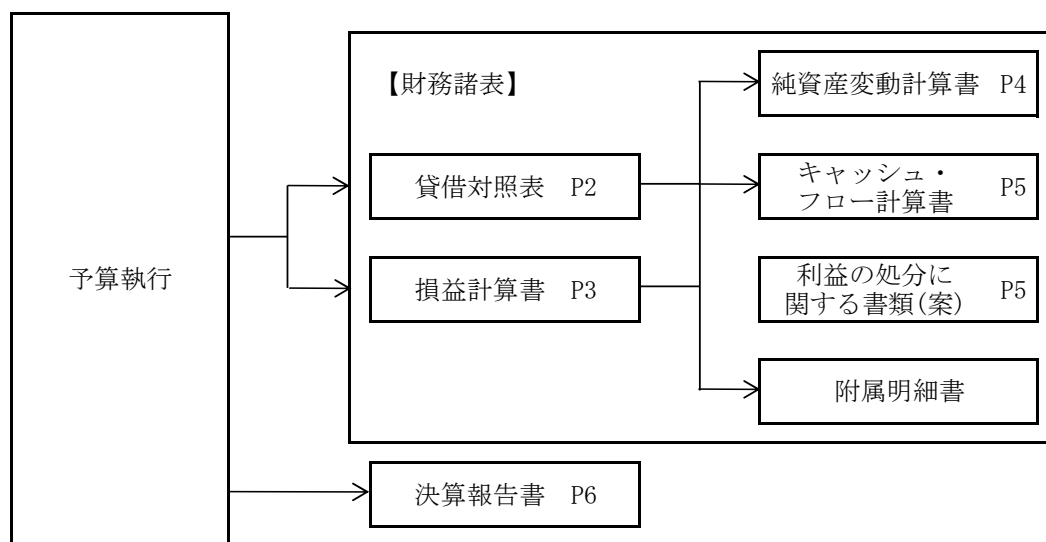
決 算 概 要

第14期(令和7年度)

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

公立大学法人京都市立芸術大学

決算時作成資料(会計関係)



貸借対照表の概要

※決算日(3月31日時点)における全ての資産(資金の運用形態)、負債及び純資産(資金の調達方法)を記載した法人の財政状況を明らかにしたものです。

(単位:百万円)			
項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
資産の部 ①	27,598	28,701	△1,103
固定資産	26,767	27,770	△1,003
建物	16,879	17,266	△388
建物付属設備	6,485	7,012	△527
構築物	279	299	△20
工具器具備品	703	795	△93
図書	663	652	11
美術品・収蔵品	1,429	1,408	21
投資有価証券	327	327	0
その他	3	11	△8
流動資産	831	931	△100
現金及び預金	716	798	△82
未収金	114	132	△17
立替金	0	1	△1
負債の部 ②	1,124	1,242	△118
固定負債	775	808	△33
長期繰延補助金等	6	6	△0
長期寄附金債務	769	800	△31
長期リース債務	-	2	△2
流動負債	349	434	△85
運営費交付金債務	35	38	△4
未払金	258	331	△73
リース債務	2	7	△6
その他	54	57	△3
純資産の部 ③=①-②	26,474	27,459	△985
資本金	25,930	25,930	-
資本剰余金	△885	116	△1,000
(うち、減価償却相当累計額)	(△ 2,313)	(△ 1,292)	(△ 1,021)
利益剰余金	1,429	1,414	15
前中期目標期間繰越積立金	1,202	1,202	-
積立金	212	-	212
当期総利益	15	212	△197

(注)端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

【純資産】
 ・資本金
 設置者から出資された建物です。
 ・資本剰余金
 非償却資産(美術品・収蔵品等)の取得による増の一方、出資財産の減価償却費相当額の計上により、減少しています。
 ・利益剰余金
 令和6年度純利益を積立金に積み立てています。
 ・当期総利益
 損益計算書の「当期総利益」と一致します。

【資産】
 ・建物・建物付属設備・構築物
 主な減少要因は、減価償却によるものです。
 ・工具器具備品
 購入価格が50万円以上のものが対象です。購入による増加と減価償却による減少の結果、減となっています。
 ・図書、美術品・収蔵品
 購入または寄附による増などです。
 ・投資有価証券：国債です。
 ・その他
 学務システムのソフトウェアリースの減価償却による減です。
 ・現金及び預金
 移転整備募金の活用などにより預金が減となっています。
 ・未収入金
 ほぼ前年度並みです。

【負債】
 ・長期繰延補助金等
 補助金による償却資産取得時に取得財源を振り替えるものです。
 ・長期寄附金債務
 使途が特定されている寄附金で長期にわたるものです。
 移転整備募金の活用による減が主な要因で、運用益による増、各基金・寄附金の取崩等による減も計上しています。
 ・運営費交付金債務
 退職手当等に係る運営費交付金の未執行額です。
 ・未払金
 当該年度に係る債務の未払金額です。(発生主義のため生じるものです。)移転が落ち着き、年々減少しています。
 ・リース債務[長期・短期]
 リースにより取得した工具器具備品に係る債務です。支払いが進み減少しています。
 ・その他
 所得税・社会保険料の預り金、科学研究費補助金(基金分)の未使用額(繰越)などです。

損益計算書の概要

※一会計期間(4月1日から翌年3月31日までの1年間)における全ての費用と収益を記載した法人の運営状況を明らかにしたものです。

(単位:百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
経常費用 ①	2,955	2,762	193
業務費	2,493	2,315	179
教育経費	478	436	42
研究経費	81	75	5
教育研究支援経費	78	82	△4
受託研究費等	3	4	△2
受託事業費	13	16	△2
役員人件費	36	47	△10
教員人件費	1,378	1,249	129
職員人件費	425	405	20
一般管理費	462	448	14
臨時損失 ②	0	0	0
経常収益 ③	2,970	2,958	12
運営費交付金収益	2,066	1,888	178
授業料、入学金等収益	710	708	1
受託研究等収益	2	5	△3
受託事業等収益	13	16	△2
寄附金収益	124	273	△148
補助金等収益	29	22	7
長期繰延補助金等戻入	0	0	-
その他	26	47	△21
臨時利益 ④	-	-	-
経常利益 ③-①	15	196	△181
当期純利益 ⑤=③+④-①-②	15	196	△181
目的積立金取崩額 ⑥	-	16	△16
当期総利益 ⑦=⑤+⑥	15	212	△197

(注) 端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

【当期総利益】
貸借対照表の「当期総利益」と一致します。
黒字分と、償却資産購入分収益化による増加と減価償却による減少の差引とが合算されています。
黒字分(+11)を目的積立金に、償却資産分(+4)を積立金に積み立てる予定です。

【経常費用】
・教育経費
業務として学生などに対し行われる教育に要する経費です。国減免制度の拡充があったため、増加しています。

・研究経費
業務として行われる研究に要する経費で、教員研究費や研究機関運営経費が含まれます。

・教育研究支援経費
図書館・資料館等の法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設の運営に要する経費です。

・受託研究費・受託事業費
受託研究・事業等の実施に要する経費です。

・人件費
退職手当の減により役員人件費が減少していますが、全体的に給与改定により増加しています。

・一般管理費
法人全体の管理運営に要する経費です。維持・修繕費が増えています。

【経常収益】
・運営費交付金収益
受け入れた運営費交付金のうち、資本剰余金、運営費交付金債務として計上している額を除いた額です。
退職手当の増等により増加しています。

・授業料、入学金等収益
授業料、入学金、検定料です。

・寄附金収益
各基金や京芸友の会、のれん百人衆事業による支出相当額を収益化したものです。科研直接経費購入の管理物品や現物寄付等の寄附受け分もこれに計上されます。
移転整備が落ち着いたことにより、減少しています。

・補助金等収益
文化庁や京都市、民間団体等の補助金事業による支出相当額を収益化したものです。

・長期繰延補助金等戻入
補助金により取得した償却資産に対する減価償却費と同額を長期繰延等補助金から当該科目に振り替え、損益を均衡させるものです。

・その他
科研費間接補助金、公開講座や演奏会の収入、その他雑益です。光熱水費や建物管理費の高校負担分などで減少しています。

純資産変動計算書

※一会計期間(4月1日から翌年3月31日までの1年間)における貸借対照表の純資産の部の各項目の変動を明らかにしたものです。

(単位:百万円)

	I 資本金	II 資本剰余金		III 利益剰余金(又は繰越欠損金)					純資産 合計		
	地方公共 団体出資 金	資本剰 余金	減価償却 相当累計 額(-)	資本剰余 金合計	前中期目 標期間繰 越積立金	教育研究 の質の向 上及び組 織運営の 改善目的 積立金	積立金	当期末未 分利益(又 は当期末 処理損失)		うち当期 総利益(又 は当期総 損失)	利益剰余 金(又は繰 越欠損金) 合計
当期首残高	25,930	1,408	△ 1,292	116	1,202	-	-	212	212	1,414	27,459
当期変動額											
I 資本剰余金の当期変動額											
固定資産の取得		21		21							21
減価償却			△ 1,021	△ 1,021							△ 1,021
II 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額											
(1) 利益の処分又は損失の処理											
利益処分による積立								212	△ 212	△ 212	-
(2) その他											
当期純利益(又は当期純損失)								15	15	15	15
当期変動額合計	-	21	△ 1,021	△ 1,000	-	-	212	△ 197	△ 197	15	△ 985
当期末残高	25,930	1,429	△ 2,313	△ 885	1,202	-	212	15	15	1,429	26,474

(注)端数処理により合計値等になじり生じる場合があります。

キャッシュ・フロー計算書の概要

※一会計期間(4月1日から翌年3月31日までの1年間)における業務活動、投資活動及び財務活動の
三つの区分に分けて資金の流れを明らかにしたものです。

(単位:百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減	
業務活動によるキャッシュ・フロー①	168	△312	480	・業務活動によるキャッシュ・フロー 通常の業務の実施に係る資金の状態を 表しています。
原材料等購入による支出	△542	△571	30	・原材料等購入による支出
人件費支出	△1,779	△1,807	28	人件費と一般管理費以外の業務費に係 る経費の支出を表しています。
その他の業務支出	△460	△683	222	
運営費交付金収入	2,066	1,906	160	・その他の業務支出 一般管理費に係る経費を表していま す。
授業料、入学金等収入	710	708	1	
共同研究・受託事業収入	19	19	0	・寄附金収入 基金運用益や各寄附金等の受入額で す。
補助金等収入	22	21	1	
寄附金収入	89	109	△19	
その他	43	24	18	・投資活動によるキャッシュ・フロー 固定資産の取得や資金の運用など、将 来に向けた運営基盤の確立のために行 われる活動に係る資金の状態を表して います。
設置団体納付金の支払額	-	△39	39	
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△342	△205	△137	
有価証券の取得による支出	-	△50	50	・財務活動によるキャッシュ・フロー 資金の調達(借入)や返済による資金の 状態を表しています。
有形固定資産の取得による支出	△242	△155	△87	
有形固定資産の売却による収入	-	-	-	
定期預金等の預入による支出	△200	△100	△100	・資金期末残高 現金と要求払預金(流動性の高い預金) で、貸借対照表における「現金及び預 金」と一致します。
定期預金等の払戻による収入	100	100	-	但し、定期預金を200百万円有している ため、キャッシュフロー上の資金期末 残高と貸借対照表の「現金及び預金」 が異なります。
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△7	△7	△0	
リース債務の返済による支出	△7	△7	△0	
利息の支払額	△0	△0	0	
資金増加額 ④=①+②+③	△182	△525	343	
資金期首残高 ⑤	698	1,223	△525	
資金期末残高 ⑥=④+⑤	516	698	△182	

(注)端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

利益の処分に関する書類(案)の概要

※決算日(3月31日時点)における未処分利益の処分内容を明らかにしたものです。

(単位:百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減	
当期末処分利益	15	212	△197	・当期総利益 貸借対照表、損益計算書における「当 期総利益」と一致します。
当期総利益	15	212	△197	・積立金 将来の償却資産減価償却費用です。
利益処分数額	15	212	△197	
積立金	4	212	△208	・目的積立金 次年度以降に損失が生じた場合の補填 に充当することができます。
目的積立金	11	-	11	

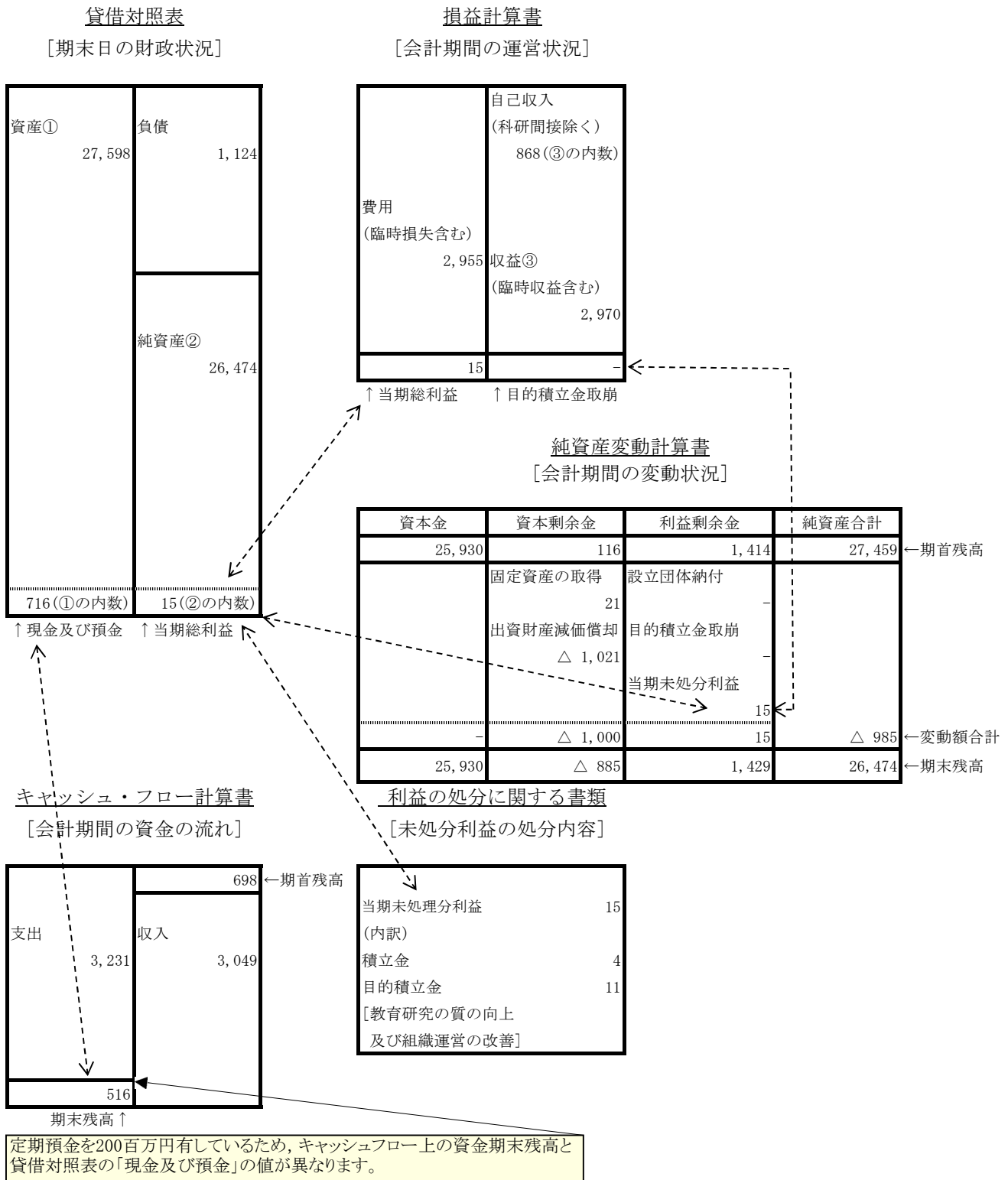
決算報告書の概要

※年度計画における予算と執行状況を対比することにより法人の運営状況を明らかにしたものです。

(単位:百万円)				
項 目	R7 予 算 額	R7 決 算 額	差 額	
収入	3,112	2,962	△150	【収入】 ・運営費交付金 高等教育修学支援制度に係る執行や、光熱水費の見込み減によるものです。 ・授業料等収入 学生数増による授業料の増や市外入学者の増による入学金の増などによるものです。 ・受託研究等収入及び寄附金 寄附金事業の見込み減などによるものです。
運営費交付金	2,089	2,063	△26	
補助金収入	32	27	△5	
授業料等収入	697	710	13	
受託研究等収入及び寄附金	256	137	△119	
その他収入	31	26	△5	
目的積立金取崩	7	-	△7	
支出	3,112	2,958	△154	【支出】 ・人件費 年度途中退職者の給与残などです。 ・教育研究費 光熱水費の計上による増です（当初予算では、一般管理費に一括計上し、決算時に振り分けているため）。 ・受託研究費及び寄附金事業等 寄附金事業などの見込み減によるものです。 ・一般管理費 光熱水費の教育研究費への振り分けによる減です。
人件費	1,877	1,840	△37	
教育研究費	434	535	101	
受託研究費及び寄附金事業等	256	137	△119	
一般管理費	545	445	△100	

財務諸表の関連図

(単位:百万円)



財務分析について（退職手当控除版）

法人の業務運営の健全性、発展性、人件費や一般管理費及び教育研究費の水準等を把握し、財務内容の改善や今後の大学運営に役立てるため、損益計算書を用いて財務分析を行っております。

分析	指標	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	増減 (前年度比)	指標の判定
健全性	自己収入比率	34.1%	49.1%	36.8%	31.9%	△5.0pt	比率が高いほど財務の自立性が高い
発展性	外部資金比率	1.7%	28.8%	10.9%	5.9%	△4.9pt	比率が高いほど外部資金による活動の割合が高い
効率性	人件費率	72.8%	51.7%	60.9%	60.5%	△0.4pt	比率が高いほど労働集約的な費用構造にある
	一般管理費率	8.4%	23.5%	16.5%	16.3%	△0.1pt	比率が高いほど管理的経費の割合が高い
活動性	教育経費率	13.7%	19.8%	16.1%	16.9%	0.9pt	比率が高いほど教育目的の物件費の割合が高い
	研究経費率	2.3%	2.1%	2.8%	2.9%	0.1pt	比率が高いほど研究目的の物件費の割合が高い

健全性… 自己収入比率は、運営費交付金の増により、前年度に比べ大幅に減少している。

発展性… 外部資金比率は、移転整備募金の活用が減により、前年度に比べ大幅に減少している。

効率性… 人件費率は、前年度に比べほぼ横ばいとなっている。

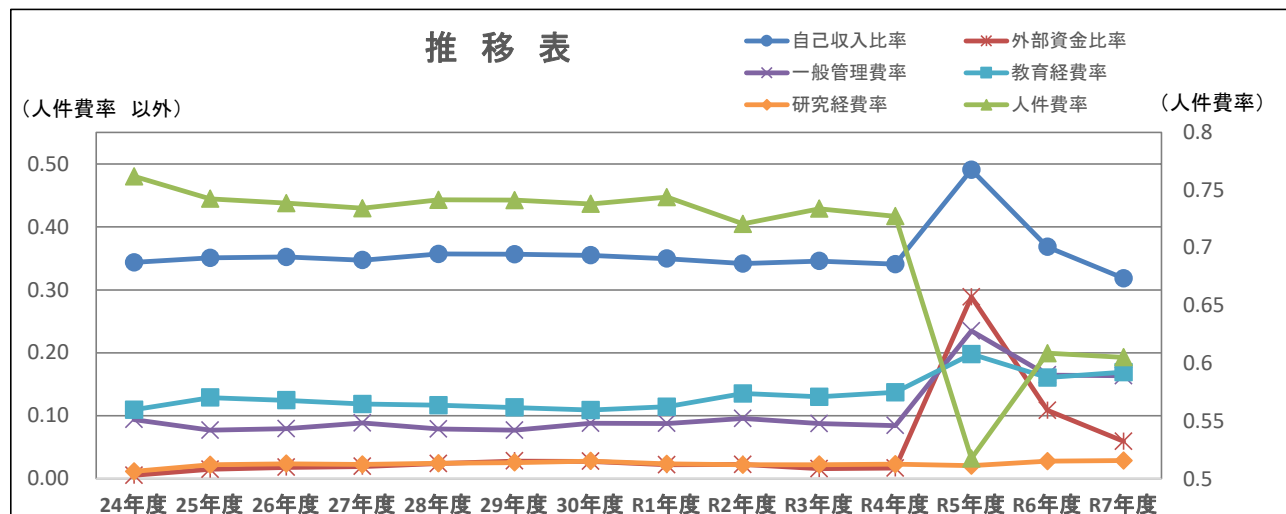
一般管理費率は、前年度に比べほぼ横ばいとなっている。

活動性… 教育経費率は、前年度に比べほぼ横ばいとなっている。

研究経費率は、前年度に比べほぼ横ばいとなっている。

※計算式

- 自己収入比率 = (自己収入収益 + 外部資金) ÷ 経常収益
- 外部資金比率 = (受託研究等収益 + 受託事業等収益 + 補助金収益 + 寄附金収益) ÷ 経常収益
- 人件費率 = 人件費 ÷ 経常費用
- 一般管理費率 = 一般管理費 ÷ 経常費用
- 教育経費率 = 教育経費 ÷ 経常費用
- 研究経費率 = 研究経費 ÷ 経常費用



(参考：実績値)

(単位：百万円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
人件費	1,573	1,584	1,584	1,587	1,608	1,618	1,610	1,619	1,598	1,609	1,613	1,649	1,651	1,709
教育経費	226	275	267	256	253	247	238	249	300	285	304	630	436	478
研究経費	24	47	51	49	53	56	61	51	49	49	51	66	75	81
一般管理費	194	164	170	191	171	168	192	191	212	192	187	748	447	462
その他経費	47	63	72	78	83	93	80	66	58	57	62	94	102	94
経常費用	2,064	2,133	2,144	2,161	2,168	2,182	2,181	2,176	2,217	2,192	2,217	3,187	2,712	2,824
運営費交付金収益	1,395	1,388	1,384	1,397	1,380	1,381	1,394	1,409	1,443	1,416	1,439	1,837	1,838	1,935
外部資金収益	11	32	39	42	52	61	60	48	50	35	37	1,041	315	168
自己収入収益 (学納金等)	723	723	721	709	724	713	715	716	707	723	718	731	756	737
その他収益	6	8	13	14	17	15	14	12	14	17	21	0	0	0
経常収益	2,135	2,151	2,157	2,162	2,173	2,170	2,183	2,185	2,214	2,191	2,215	3,609	2,908	2,839

財 務 諸 表

第14期(令和7年度)

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

公立大学法人京都市立芸術大学

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
純資産変動計算書	5
キャッシュ・フロー計算書	6
利益の処分にに関する書類(案)	7
重要な会計方針	8
注記事項	9

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費並びに減損損失の明細	11
(2) 棚卸資産の明細	11
(3) 無償使用市有財産等の明細	12
(4) 有価証券の明細	12
(5) 長期貸付金の明細	12
(6) 長期借入金の明細	12
(7) 公立大学法人債の明細	12
(8) 引当金の明細	12
(9) 資産除去債務の明細	12
(10) 保証債務の明細	12
(11) 資本剰余金の明細	12
(12) 目的積立金の取崩しの明細	13
(13) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	13
(14) 運営費交付金以外の設置団体等からの財源措置の明細	13
(15) 役員及び教職員の給与の明細	14
(16) 開示すべきセグメント情報	14
(17) 業務費及び一般管理費の明細	14
(18) 寄附金の明細	17
(19) 受託研究の明細	17
(20) 共同研究の明細	17
(21) 受託事業等の明細	17
(22) 科学研究費助成事業等の明細	17
(23) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	18
(24) 関連公益法人等の概要等	18

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

有形固定資産

建物	17,760,647,130	
減価償却累計額	<u>△882,125,699</u>	16,878,521,431
建物附属設備	7,766,975,997	
減価償却累計額	<u>△1,282,009,897</u>	6,484,966,100
構築物	323,065,585	
減価償却累計額	<u>△43,750,494</u>	279,315,091
工具器具備品	1,165,057,256	
減価償却累計額	<u>△462,449,318</u>	702,607,938
図書		663,292,376
美術品・収蔵品		1,428,768,205
車両運搬具	2,295,660	
減価償却累計額	<u>△1,828,159</u>	467,501
有形固定資産合計		26,437,938,642
無形固定資産		
ソフトウェア		2,263,230
電話加入権		<u>30,000</u>
無形固定資産合計		2,293,230
投資その他の資産		
投資有価証券		<u>326,955,610</u>
投資その他の資産合計		<u>326,955,610</u>
固定資産合計		26,767,187,482

II 流動資産

現金及び預金	716,191,993	
未収金	114,427,715	
立替金	<u>326,005</u>	
流動資産合計		<u>830,945,713</u>
資産合計		<u>27,598,133,195</u>

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日)

(単位:円)

負債の部

I 固定負債

長期繰延補助金等(※)	6,162,039	
長期寄附金債務(※)	769,210,427	
固定負債合計		775,372,466

II 流動負債

運営費交付金債務(※)	34,696,282	
預り補助金等(※)	512,000	
科学研究費助成事業等預り金	9,399,180	
未払金	258,129,213	
リース債務	1,853,587	
未払消費税等	130,200	
前受金	802,200	
預り金	43,294,166	
流動負債合計		348,816,828
負債合計		1,124,189,294

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	25,930,000,000	
資本金合計		25,930,000,000

II 資本剰余金

資本剰余金	1,428,798,205	
減価償却相当累計額(一)(※)	△2,313,466,299	
資本剰余金合計		△884,668,094

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金(※)	1,201,650,510	
積立金	211,878,763	
当期末処分利益	15,082,722	
(うち当期総利益)	(15,082,722)	
利益剰余金合計		1,428,611,995
純資産合計		26,473,943,901
負債純資産合計		27,598,133,195

(※) これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損 益 計 算 書
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

経常費用			
業務費			
教育経費	478,272,466		
研究経費	80,833,647		
教育研究支援経費	78,150,382		
受託研究費	549,463		
共同研究費	2,012,175		
受託事業費	13,321,218		
役員人件費	36,403,081		
教員人件費	1,378,354,180		
職員人件費	<u>425,467,947</u>	2,493,364,559	
一般管理費		461,696,461	
財務費用			
支払利息		<u>58,503</u>	
経常費用合計			<u>2,955,119,523</u>
経常収益			
運営費交付金収益(※)		2,065,827,020	
授業料収益(※)		560,364,000	
入学金収益(※)		133,089,800	
検定料収益(※)		16,388,000	
受託研究収益(※)		549,463	
共同研究収益(※)		1,790,250	
受託事業等収益(※)		13,321,218	
寄附金収益(※)		124,240,706	
補助金等収益(※)		28,514,613	
長期繰延補助金等戻入(※)		110,736	
雑益			
財産貸付料収益	2,557,950		
証明書手数料収益	358,400		
公開講座等収益	910,292		
演奏会等収益	8,508,802		
物品等売却収益	208,180		
科学研究費補助金間接経費収益	7,755,000		
大学入試センター試験事業収益	3,866,350		
その他雑益	<u>1,841,467</u>	<u>26,006,441</u>	
経常収益合計			<u>2,970,202,247</u>
経常利益			15,082,724
臨時損失			
固定資産除却損		<u>2</u>	<u>2</u>
当期純利益			15,082,722
目的積立金取崩額(※)			<u>-</u>
当期総利益			<u><u>15,082,722</u></u>

(※) これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損 益 計 算 書
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

当期総利益		15,082,722
減価償却相当額 (※1)	△ 1,021,077,815	
賞与引当増加(減少)相当額 (※1、※2)	△ 5,047,795	
退職給付引当増加(減少)相当額 (※1、※3)	82,754,471	
小計 (※1)		△ 943,371,139
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額		<u>△ 928,288,417</u>

(※1) 正の符号はコストの減少、負の符号はコストの増加を示しています。

(※2) 賞与引当増加(減少)相当額の中には、設立団体からの派遣職員に係る△484,973円が含まれています。

(※3) 退職給付引当増加(減少)相当額の中には、設立団体からの派遣職員に係る△9,831,320円が含まれています。

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額	27,080,138 円
当期支出額	25,937,108 円

純資産変動計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

	I 資本金		II 資本剰余金		III 利益剰余金（又は繰越欠損金）				純資産合計	
	地方公共団体 出資金	資本剰余金	減価償却相当累計 額（-）	資本剰余金合計	前中期目標期 間繰越積立金	積立金	当期末処分利益 （又は当期末処 理損失）	うち当期繰利益 （又は当期繰損 失）		利益剰余金 （又は繰越欠 損金）合計
当期首残高	25,930,000,000	1,408,196,695	△ 1,292,388,484	115,808,211	1,201,650,510	-	211,878,763	211,878,763	1,413,529,273	27,459,337,484
当期変動額										
I 資本剰余金の当期変動額										
固定資産の取得		20,601,510		20,601,510						20,601,510
減価償却			△ 1,021,077,815	△ 1,021,077,815						△ 1,021,077,815
II 期変動額										
（1）利益の処分又は損失の処理										
利益処分による積立						211,878,763	△ 211,878,763	△ 211,878,763	-	-
（2）その他										
当期純利益（又は当期純損失）							15,082,722	15,082,722	15,082,722	15,082,722
当期変動額合計	-	20,601,510	△ 1,021,077,815	△ 1,000,476,305	-	211,878,763	△ 196,796,041	△ 196,796,041	15,082,722	△ 985,393,583
当期末残高	25,930,000,000	1,428,798,205	△ 2,313,466,299	△ 884,668,094	1,201,650,510	211,878,763	15,082,722	15,082,722	1,428,611,995	26,473,943,901

キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△541,587,244
	人件費支出	△1,778,954,948
	その他の業務支出	△460,386,226
	運営費交付金収入	2,066,280,635
	授業料収入	560,364,000
	入学金収入	133,089,800
	検定料収入	16,388,000
	共同研究収入	1,790,250
	受託事業等収入	17,294,395
	補助金等収入	21,587,428
	寄附金収入	89,394,599
	その他の収入	41,144,728
	預り金収支差額	1,364,439
	業務活動によるキャッシュ・フロー	167,769,856
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△242,250,396
	定期預金の預け入れによる支出	△200,000,000
	定期預金の払い戻しによる収入	100,000,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△342,250,396
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△7,368,345
	利息の支払額	△58,503
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,426,848
IV	資金増減額	△181,907,388
V	資金期首残高	698,099,381
VI	資金期末残高	516,191,993

利益の処分に関する書類（案）

		(単位:円)
I 当期末処分利益		15,082,722
当期総利益	15,082,722	
II 利益処分額		
積立金	4,366,114	
地方独立行政法人法第40条第3項の規定により 設立団体の長の承認を受けようとする額		
教育研究の質の向上及び組織運営の 改善目的積立金	10,716,608	15,082,722

重要な会計方針

改訂後の「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（令和4年8月31日総務省告示第285号改訂）及び「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」（総務省自治行政局、総務省自治財政局、日本公認会計士協会令和6年3月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しています。

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金及び「大学等における修学の支援に関する法律」に基づいて実施する減免費用に充当される運営費交付金については、費用進行基準を採用しており、理事長の承認を受けたプロジェクトについては、業務達成基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、設立団体から承継した固定資産については、承継時の残存耐用年数で減価償却しています。主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物 22年～47年

建物付属設備 6年～18年

構築物 10年～20年

工具器具備品 5年～15年

車両運搬具 4年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第87）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

(2)無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

3 引当金の計上基準

(1)賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金による財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加(減少)相当額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した金額を計上しています。

(2)退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金による財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加(減少)相当額は、地方独立行政法人会計基準第89第5項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加(減少)額を計上しています。

4 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法(定額法)により評価しています。

5 リース取引の会計処理

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

注記事項

1 貸借対照表関係

(1) 運営費交付金から充当されるべき賞与見積額	120,562,318円
(2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額	777,636,064円
(設立団体からの派遣職員に対する退職給付の見積額については、上記金額から除いています。)	

2 損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△966,664円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、2,114,746円であります。

3 キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 資金の期末残高と貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	716,191,993円
定期預金	△200,000,000円
資金期末残高	516,191,993円

(2) 重要な非資金取引

(2)－1 現物寄附による固定資産の取得

図書	2,446,615円
美術品・収蔵品	19,853,500円
合計	22,300,115円

4 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

I 業務費用

(単位：円)

(1) 損益計算書上の費用	2,955,119,525	
(2) 控除・自己収入等	△867,994,878	
業務費用合計		2,087,124,647

II 資本剰余金を減額したコスト等

943,371,139

III 機会費用

国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による

貸借取引の機会費用 502,775,155

地方公共団体出資の機会費用 642,583,241 1,145,358,396

IV 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

4,175,854,182

(注) 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

- 1 地方公共団体所有資産の無償使用による機会費用の計上方法
京都市公有財産及び物品条例等を参考に使用料を計算しています。
- 2 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の令和7年3月末利回りを参考に2.366%で計算しています。
- 3 機会費用の内訳
機会費用はすべて設立団体に係るものです。

5 重要な債務負担行為
該当する事項はありません。

6 重要な後発事象
該当する事項はありません。

7 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、地方独立行政法人法第43条に基づき、預金、国債、地方債及び政府保証債等に
定めています。

(2) 金融商品の時価等の開示

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、現金は注記を省略しており、預金、未収入金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価
に近似することから、注記を省略しております。

(単位：円)

	貸借対照表計上額※	時価※	差 額 ※
(1) 投資有価証券	326,955,610	311,537,700	△ 15,417,910
(2) リース債務	(1,853,587)	(1,819,919)	△ 33,668

※負債に計上されているものについては、()で示しています。

※リース債務には、固定及び流動の合計額を記載しています。

(1) 投資有価証券

国債は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価を
レベル1の時価に分類しております。

(2) リース債務

元利金の合計額を新規に同様の借入又は、取引を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定
しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレ
ベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定
した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

8 賃貸等不動産の時価等に関する事項
該当する事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期 減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引 当期末残高
							当期 償却額		当期減 損損失	当期減 損損失 相当額	
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	17,711,071,417	-	-	17,711,071,417	880,358,053	391,270,248	-	-	-	16,830,713,364
	建物付属設備	7,572,443,102	-	-	7,572,443,102	1,264,116,268	561,829,483	-	-	-	6,308,326,834
	構築物	303,404,397	-	-	303,404,397	42,685,514	18,971,341	-	-	-	260,718,883
	工具器具備品	327,039,774	-	-	327,039,774	110,265,154	49,006,743	-	-	-	216,774,620
	計	25,913,958,690	-	-	25,913,958,690	2,297,424,989	1,021,077,815	-	-	-	23,616,533,701
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	45,098,772	4,476,941	-	49,575,713	1,767,646	1,068,289	-	-	-	47,808,067
	建物付属設備	147,626,735	46,906,160	-	194,532,895	17,893,629	12,240,209	-	-	-	176,639,266
	構築物	19,661,188	-	-	19,661,188	1,064,980	983,059	-	-	-	18,596,208
	工具器具備品	783,475,724	57,071,758	2,530,000	838,017,482	352,184,164	100,655,761	-	-	-	485,833,318
	車両運搬具	2,295,660	-	-	2,295,660	1,828,159	330,000	-	-	-	467,501
	図書	652,133,212	11,168,102	8,938	663,292,376	-	-	-	-	-	663,292,376
	計	1,650,291,291	119,622,961	2,538,938	1,767,375,314	374,738,578	115,277,318	-	-	-	1,392,636,736
非償却資産	美術品・収蔵品	1,408,166,695	20,601,510	-	1,428,768,205	-	-	-	-	-	1,428,768,205
	計	1,408,166,695	20,601,510	-	1,428,768,205	-	-	-	-	-	1,428,768,205
有形固定資産 合計	建物	17,756,170,189	4,476,941	-	17,760,647,130	882,125,699	392,338,537	-	-	-	16,878,521,431
	建物付属設備	7,720,069,837	46,906,160	-	7,766,975,997	1,282,009,897	574,069,692	-	-	-	6,484,966,100
	構築物	323,065,585	-	-	323,065,585	43,750,494	19,954,400	-	-	-	279,315,091
	工具器具備品	1,110,515,498	57,071,758	2,530,000	1,165,057,256	462,449,318	149,662,504	-	-	-	702,607,938
	車両運搬具	2,295,660	-	-	2,295,660	1,828,159	330,000	-	-	-	467,501
	図書	652,133,212	11,168,102	8,938	663,292,376	-	-	-	-	-	663,292,376
	美術品・収蔵品	1,408,166,695	20,601,510	-	1,428,768,205	-	-	-	-	-	1,428,768,205
	計	28,972,416,676	140,224,471	2,538,938	29,110,102,209	2,672,163,567	1,136,355,133	-	-	-	26,437,938,642
無形固定資産	ソフトウェア	46,643,770	-	-	46,643,770	44,380,540	7,435,394	-	-	-	2,263,230
	電話加入権	30,000	-	-	30,000	-	-	-	-	-	30,000
	計	46,673,770	-	-	46,673,770	44,380,540	7,435,394	-	-	-	2,293,230
投資その他の資産	投資有価証券	326,509,061	446,549	-	326,955,610	-	-	-	-	-	326,955,610
	計	326,509,061	446,549	-	326,955,610	-	-	-	-	-	326,955,610

(2) 棚卸資産の明細

該当事項はありません。

(3) 無償使用市有財産等の明細

区 分	種 別	所 在 地	面積 (㎡)	構 造	機会費用 の金額 (円)	摘 要
土地	校舎敷地	京都市下京区下之町57番地の1他	30,308.00	—	494,688,388	
	校庭 (屋形町)	京都市下京区屋形町2-1他	3,174.50	—	8,086,767	
	小 計		33,482.50		502,775,155	
合 計			33,482.50		502,775,155	

(4) 有価証券の明細

(4) - 1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

(単位:円)

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表 計上額	当期損益に含まれ た評価差額	摘 要
満期保有 目的債券	第9回利付国債	270,911,200	280,000,000	277,029,261	—	
	第44回利付国債	24,944,250	25,000,000	24,948,316	—	
	第155回利付国債	24,974,750	25,000,000	24,978,033	—	
合 計		320,830,200	330,000,000	326,955,610	—	

(5) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(6) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(7) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(8) 引当金の明細

該当事項はありません。

(9) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(10) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(11) 資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
地方公共団体からの贈与	1,215,316,390	—	—	1,215,316,390	
運営費交付金による取得	13,364,609	748,010	—	14,112,619	(注)
寄附による取得	179,515,696	19,853,500	—	199,369,196	(注)
合計	1,408,196,695	20,601,510	—	1,428,798,205	

(注) 美術品・収蔵品の取得です。

(12) 目的積立金の取崩しの明細
該当事項はありません。

(13) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(13)－1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金 収益	資本剰余金	臨時利益	小 計	
令和6年度	38,278,288	-	38,278,288	-	-	38,278,288	-
令和7年度	-	2,062,993,024	2,027,548,732	748,010	-	2,028,296,742	34,696,282
合計	38,278,288	2,062,993,024	2,065,827,020	748,010	-	2,066,575,030	34,696,282

(13)－2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和6年度交付分	令和7年度交付分	合計
期間進行基準	-	1,934,831,014	1,934,831,014
費用進行基準	38,278,288	92,717,718	130,996,006
合計	38,278,288	2,027,548,732	2,065,827,020

(14) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(14)－1 施設費の明細

該当事項はありません。

(14)－2 補助金等の明細

(単位:円)

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当 期 振 替 額		期末残高
					長期繰延補 助金等	収益	
文化庁「大学における芸術家等育成事業」	文化庁	直接経費	-	16,910,000	-	16,910,000	-
ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業	京都市	直接経費	-	6,190,000	-	6,190,000	-
家庭教育研究及び実践活動助成	公益財団法人前川財団	直接経費	-	520,000	-	8,000	512,000
公益財団法人芳泉文化財団研究助成金	公益財団法人芳泉文化財団	直接経費	-	264,000	14,276	249,724	-
令和6年度国際交流助成金	公益財団法人吉野石膏美術振興財団	直接経費	2,000,000	-	-	2,000,000	-
ギャラリーアークア申請展に係る助成	一般財団法人NISSHA財団	直接経費	313,461	-	-	313,461	-
「スキマをひらく」展助成	独立行政法人日本芸術文化振興会	直接経費	-	1,000,000	-	1,000,000	-
第39回ピアノフェスティバル開催に係る助成	京都ライオンズクラブ	直接経費	-	550,000	-	550,000	-
京都ロータリークラブ創立100周年記念演奏会開催に係る助成	京都ロータリークラブ	直接経費	-	947,953	-	947,953	-
物価高に対する食の支援事業に係る助成金	独立行政法人日本学生支援機構	直接経費	-	345,475	-	345,475	-
合計		直接経費	2,313,461	26,727,428	14,276	28,514,613	512,000
		計	2,313,461	26,727,428	14,276	28,514,613	512,000

(15) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報 酬 又 は 給 料 等		法 定 福 利 費	退 職 給 付	
		金 額	支給人員	金 額	金 額	支給人員
役 員	常 勤	32,342,756	2	3,938,405	-	-
	非常勤	121,920	2	-	-	-
	計	32,464,676	4	3,938,405	-	-
教 員	常 勤	971,785,831	99	154,866,264	123,998,401	8
	非常勤	126,654,242	152	1,049,442	-	-
	計	1,098,440,073	251	155,915,706	123,998,401	8
職 員	常 勤	274,997,799	41	44,252,411	6,997,605	2
	非常勤	91,062,685	57	8,157,447	-	-
	計	366,060,484	98	52,409,858	6,997,605	2
合 計	常 勤	1,279,126,386	142	203,057,080	130,996,006	10
	非常勤	217,838,847	211	9,206,889	-	-
	計	1,496,965,233	353	212,263,969	130,996,006	10

(注1) 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

役員に対する報酬及び退職手当については、「公立大学法人京都市立芸術大学役員報酬等規程」に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

教職員に対する報酬及び退職手当については、「公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則」、「公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程」、「公立大学法人京都市立芸術大学退職手当支給規程」に基づき支給しています。

(注3) 支給人員は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの平均支給人員数、退職給付には総支給人員を記載しています。

(16) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略します。

(17) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費

消耗品費	35,743,502	
管理物品費	23,130,372	
印刷製本費	4,771,593	
水道光熱費	87,553,245	
旅費交通費	2,223,991	
通信運搬費	4,638,196	
賃借料	34,534,920	
保守費	2,630,648	
修繕費	4,554,008	
損害保険料	114,114	
諸会費	312,000	
会議費	303,860	
報酬・委託・手数料	75,326,215	
奨学費	106,275,240	
減価償却費	90,092,392	
雑費	6,068,170	478,272,466

研究経費

消耗品費	18,290,596
管理物品費	4,813,460
印刷製本費	2,237,793
水道光熱費	19,912,375
旅費交通費	7,849,371
通信運搬費	800,716
賃借料	74,294

(17)業務費及び一般管理費の明細 続き

(単位:円)

車両燃料費	35,959	
保守費	396	
修繕費	652,140	
損害保険料	159,120	
諸会費	969,354	
会議費	154,796	
報酬・委託・手数料	22,806,705	
減価償却費	1,859,750	
雑費	216,822	80,833,647
教育研究支援経費		
消耗品費	6,375,209	
管理物品費	2,208,909	
印刷製本費	1,663,160	
水道光熱費	7,519,759	
旅費交通費	459,441	
通信運搬費	1,836,106	
賃借料	7,631,173	
保守費	180,840	
修繕費	838,200	
損害保険料	214,850	
諸会費	130,000	
会議費	64,483	
報酬・委託・手数料	34,347,875	
減価償却費	14,664,839	
図書費	8,938	
雑費	6,600	78,150,382
受託研究費		
消耗品費	257,993	
通信運搬費	1,470	
報酬・委託・手数料	290,000	549,463
共同研究費		
消耗品費	89,513	
管理物品費	258,470	
旅費交通費	122,807	
諸会費	14,932	
報酬・委託・手数料	1,304,528	
減価償却費	221,925	2,012,175
受託事業費		
消耗品費	2,360,382	
管理物品費	379,060	
旅費交通費	139,550	
通信運搬費	448,419	
修繕費	19,800	
損害保険料	42,695	
報酬・委託・手数料	9,471,839	
租税公課	459,473	13,321,218

(17) 業務費及び一般管理費の明細 続き

(単位:円)

役員人件費			
報酬		23,226,878	
賞与		9,237,798	
法定福利費		3,938,405	36,403,081
教員人件費			
常勤教員人件費			
給料	704,156,294		
賞与	267,629,537		
退職給付費用	123,998,401		
法定福利費	154,866,264	1,250,650,496	
非常勤教員人件費			
給料	126,654,242		
法定福利費	1,049,442	127,703,684	1,378,354,180
職員人件費			
常勤職員人件費			
給料	212,263,819		
賞与	62,733,980		
退職給付費用	6,997,605		
法定福利費	44,252,411	326,247,815	
非常勤職員人件費			
給料	83,012,745		
賞与	8,049,940		
法定福利費	8,157,447	99,220,132	425,467,947
一般管理費			
消耗品費		31,384,971	
管理物品費		14,426,998	
印刷製本費		3,735,583	
水道光熱費		22,510,942	
旅費交通費		1,864,548	
通信運搬費		7,678,353	
賃借料		26,941,762	
車両燃料費		53,655	
福利厚生費		2,100	
保守費		303,600	
修繕費		6,622,425	
損害保険料		612,796	
諸会費		2,694,027	
会議費		111,673	
報酬・委託・手数料		323,517,595	
減価償却費		15,873,806	
租税公課		393,527	
雑費		2,968,100	461,696,461

(18) 寄附金の明細 (単位:円)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
京都市立芸術大学	113,534,350	1,845	うち現物寄附 23,693,202円 1,638件
合 計	113,534,350	1,845	

(19) 受託研究の明細 (単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
その他	直接経費	535,719	-	535,719	-
	間接経費	13,744	-	13,744	-
合 計	直接経費	535,719	-	535,719	-
	間接経費	13,744	-	13,744	-

(20) 共同研究の明細 (単位:円)

共同研究契約 の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
株式会社等	直接経費	-	1,700,737	1,700,737	-
	間接経費	-	89,513	89,513	-
合 計	直接経費	-	1,700,737	1,700,737	-
	間接経費	-	89,513	89,513	-

(21) 受託事業等の明細 (単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	200,000	200,000	-
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人 ・ 国立大学法人	直接経費	-	6,568,700	6,568,700	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	366,800	4,529,720	4,896,520	-
	間接経費	-	-	-	-
その他	直接経費	-	1,655,998	1,655,998	-
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	366,800	12,954,418	13,321,218	-
	間接経費	-	-	-	-

(22) 科学研究費助成事業等の明細 (単位:円)

種 目	当期受入額	件 数	摘 要
基盤研究(A)	(600,000) 180,000	1件	
基盤研究(B)	(10,206,305) 2,976,000	12件	
基盤研究(C)	(13,112,423) 3,909,000	23件	
若手研究	(702,910) -	1件	
挑戦的研究(開拓)	(200,000) 60,000	1件	
特別研究員奨励費	(2,100,000) 630,000	2件	
サマープログラム	(158,500) -	1件	
合 計	(27,080,138) 7,755,000	41件	

(注) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として括弧内に記載しています。

(23) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細		(単位:円)
区 分	金 額	備 考
現金	237,251	
預金	715,954,742	
計	716,191,993	

長期寄附金債務の明細		(単位:円)
区 分	金 額	備 考
芸術教育振興基金	269,787,500	
奨学基金	30,515,678	
施設整備基金	213,902,604	
笠原記念基金	100,000,000	
染織会館奨学基金	73,191,531	
京芸友の会	7,575,339	
のれん百人衆	24,107,231	
その他	50,130,544	
計	769,210,427	

未払金の明細		(単位:円)
区 分	金 額	備 考
資産購入	10,293,110	
人件費	120,670,502	
業務費	26,581,232	
一般管理費	100,029,319	
科研費	555,050	
計	258,129,213	

(24) 関連公益法人等の概要等

該当事項はありません。

(14) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(14)－1 施設費の明細

該当事項はありません。

(14)－2 補助金等の明細

(単位:円)

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額		期末残高	摘要
					長期繰延補助金等	収益		
文化庁「大学における芸術家等育成事業」	文化庁	直接経費	-	16,910,000	-	16,910,000	-	16,910,000
ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業	京都市	直接経費	-	6,190,000	-	6,190,000	-	6,190,000
家庭教育研究及び実践活動助成	公益財団法人前川財団	直接経費	-	520,000	-	8,000	512,000	520,000
公益財団法人芳泉文化財団研究助成金	公益財団法人芳泉文化財団	直接経費	-	264,000	14,276	249,724	-	264,000
令和6年度国際交流助成金	公益財団法人吉野石膏美術振興財団	直接経費	2,000,000	-	-	2,000,000	-	-
ギャラリアークア申請展に係る助成	一般財団法人NISSHA財団	直接経費	313,461	-	-	313,461	-	-
「スキマをひらく」展助成	独立行政法人日本芸術文化振興会	直接経費	-	1,000,000	-	1,000,000	-	1,000,000
第39回ピアノフェスティバル開催に係る助成	京都ライオンズクラブ	直接経費	-	550,000	-	550,000	-	550,000
京都ロータリークラブ創立100周年記念演奏会開催に係る助成	京都ロータリークラブ	直接経費	-	947,953	-	947,953	-	947,953
物価高に対する食の支援事業に係る助成金	独立行政法人日本学生支援機構	直接経費	-	345,475	-	345,475	-	345,475
合計		直接経費	2,313,461	26,727,428	14,276	28,514,613	512,000	
		計	2,313,461	26,727,428	14,276	28,514,613	512,000	

(注1)摘要欄には、当期交付決定額を記載しています。

(15) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給料等		法定福利費	退職給付	
		金額	支給人員	金額	金額	支給人員
役 員	常 勤	32,342,756	2	3,938,405	-	-
	非常勤	121,920	2	-	-	-
	計	32,464,676	4	3,938,405	-	-
教 員	常 勤	971,785,831	99	154,866,264	123,998,401	8
	非常勤	126,654,242	152	1,049,442	-	-
	計	1,098,440,073	251	155,915,706	123,998,401	8
職 員	常 勤	274,997,799	41	44,252,411	6,997,605	2
	非常勤	91,062,685	57	8,157,447	-	-
	計	366,060,484	98	52,409,858	6,997,605	2
合 計	常 勤	1,279,126,386	142	203,057,080	130,996,006	10
	非常勤	217,838,847	211	9,206,889	-	-
	計	1,496,965,233	353	212,263,969	130,996,006	10

(注1)役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

役員に対する報酬及び退職手当については、「公立大学法人京都市立芸術大学役員報酬等規程」に基づき支給しています。

(注2)教職員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

教職員に対する報酬及び退職手当については、「公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則」、「公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程」、「公立大学法人京都市立芸術大学退職手当支給規程」に基づき支給しています。

(注3)支給人員は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの平均支給人員数、退職給付には総支給人員を記載しています。

(16) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略します。

決 算 報 告 書

第14期(令和7年度)

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

公立大学法人京都市立芸術大学

決算報告書

(単位:百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額 (決算-予算)	備 考
収入				
運営費交付金	2,089	2,063	△26	(注1)
補助金収入	32	27	△5	(注2)
授業料等収入	697	710	13	(注3)
受託研究等収入及び寄附金等	256	137	△119	(注4)
その他収入	31	26	△5	(注5)
目的積立金取崩	7	-	△7	(注6)
計	3,112	2,962	△150	
支出				
人件費	1,877	1,840	△37	(注7)
教育研究費	434	535	101	(注8)
受託研究費及び寄附金事業等	256	137	△119	(注4)
一般管理費	545	445	△100	(注9)
計	3,112	2,958	△154	

本表は、当法人の予算の区分に従い年度計画予算額と決算額(予算執行額)を表示して差異を説明しています。従って、財務諸表とは科目表示や算定条件が異なっています。

※予算と決算の差異について

(注1) 「大学等における修学の支援に関する法律」に基づいて実施する事業の見込み減や光熱水費の見込み減によるものです。

(注2) 補助金事業の見込み減によるものです。

(注3) 学生数増による授業料の増や市外入学者の増による入学金の増などによるものです。

(注4) 寄付金事業の見込み減などによるものです。

(注5) 科学研究費補助金(間接経費)の見込み減などによるものです。

(注6) 効率的な執行等による支出の減などにより、目的積立金取崩を回避したものです。

(注7) 年度途中退職者の給与残などによるものです。

(注8) 光熱水費の計上による増です(当初予算では、一般管理費に一括計上し、決算時に振り分けているため)。

(注9) 光熱水費の教育研究費への振り分けによる減です。

令和 8 年度 公立大学法人京都市立芸術大学年度計画

	中期計画	令和 8 年度_年度計画
1	本学の教育研究理念を踏まえて作成した三つのポリシーに基づき、少人数による多様な実践教育を体系的・横断的に実施し、学生の幅広い表現力と思考力を養うカリキュラム構築と内部質保証を実現する。 新キャンパスを最大限活用しながら、ディプロマ・ポリシーに基づいて、確かな技能・技術や幅広い教養を修得できる教育環境を整備し、社会に活力を与える創造性と感性をもった人材を育成する。 また、カリキュラム・ポリシーに則り、シラバスを通じた学修目的、学修目標を体系的に可視化する。	(1) 三つのポリシーに基づき、教育環境を整備・活用し、創造性と豊かな感性を併せ持った人材の育成に取り組む。 (2) 学生の幅広い表現力と思考力を養うため、各学部において体系的なカリキュラム編成について、現行カリキュラムの検証を行う。 また、新たに全学共通教養科目を導入するとともに、実施結果について検証を行い、次年度の充実に必要な取組を検討する。 (3) 学生アンケートの回答等も踏まえて授業の改善に取り組み、より学修者にとって有効なカリキュラムの構築とアセスメントプランを確立する。 (4) 美術学部において授業時間を一定の時間単位で編成するコマ制を導入し、教育の質向上及び学生の学修環境の充実に図る。
2	より高度な研究教育を通じて芸術領域における高い専門性と実践的・創造的な能力を修得するとともに、自らの世界観を独自の表現と研究方法により広く社会に発信し、国際的視野に立って芸術と世界との新たな関係性を創造できる人材を育成する。	(1) 指導体制や運営体制を充実し、高度な専門的研究教育を実施する。 (2) 美術研究科においては、専門分野内外の幅広いジャンルに触れ、柔軟な思考力と独自の発想力を修得させることを目的として、専攻を横断した合同演習を実施する。
3	成績評価基準の明示に沿って適切な成績評価や授業アンケートの実施など、学生及び教職員が学修・教育の成果の把握と改善に取り組み、PDCA サイクルによる教育の質保証の充実に図る。 また、学位授与については、ディプロマ・ポリシーに基づき、透明性・客観性を有する評価基準による審査等を行う。	(1) 全学教務委員会において、シラバスの記載内容の適切性や学修成果との対応関係などについて確認し、その改善を行う。 (2) 授業アンケートの回答率向上を図るとともに、全学教務委員会において当該アンケート結果の活用方法を検討する。また、教育の成果の把握や授業内容の発展に必要なサイクルを確立し、教育の質保証に取り組む。
4	アドミッション・ポリシーに基づき、芸術の専門教育を受ける適性、能力や意欲などを多面的・総合的に判断して、可能性に満ちた学生を確保する。	(1) オープンキャンパスの開催や進学説明会への参加により、優れた受験生確保に向けて入試広報の充実に図る。 (2) 美術学部将来構想委員会において、引き続き新たな入試方法や社会人枠の導入について検討を進める。

	また、新たな入試方法等や大学院における社会人枠の拡大などについて検討するとともに、新キャンパスの環境にも留意するなど、多様な学生が入学しやすい環境の整備に努める。	(3) 本学の受験者が多い近畿圏を中心に、より効果的な入試広報を検討・実施する。
5	本学の芸術教育の特性を踏まえ、FD・SDを通して教職員の資質向上を図るとともに教職協働を促進し、教育体制の強化を図る。 また、多様な人々にとって公平かつ安心安全な教育の実施体制を確立し、学生の自主的な学びを促進させるなど、専門的な教育研究を充実させる。	(1) SD 計画について、職員だけでなく教員も含めた研修体系に見直し、本学の教職員としての基盤的素養を形成することにより、教育体制を強化する。また、京都市が実施するセンター研修への教員の参加についても検討を行う。 (2) 芸術教育・研究活動の質向上のため、新たに着任した教員や着任3年目・7年目・12年目の教員を対象に研修を実施し、授業方法やカリキュラムの改善等に取り組むための能力を育成する。また、全学FD委員会主催の研修を実施する。 (3) 他の大学や機関等と連携したFD活動を実施し、芸術教育の特性と専門的な教育研究の更なる充実に取り組む。 (4) 合理的配慮について、申請から実施までの対応の迅速化と質の向上を図る。
6	学生や教員が教育研究を一層深め、幅広い教養を身につけるため、大学コンソーシアム京都をはじめとした他大学や各種団体・機関との連携の拡充や学内における横断的な教育の充実など、学びの場の充実を図る。また、教育水準の維持・発展に必要な機器・設備の充実及び専門スタッフの配置などに常に取り組むとともに、知的財産権を始めとするコンプライアンスに関する学習機会の提供やデジタル技術の活用など、新たな教育研究環境の整備・更新に努める。	(1) 他大学や各種団体・機関との連携拡充や学内での横断的な教育の実施により、学びの場の充実を図る。 (2) 学生の幅広い教養の修得のため、令和8年度から実施する全学教養科目について、内容の適切性を全学教務委員会で確認する。また、他の機関と連携した新たな授業について検討を行う。 (3) 図書館において、企画展示や貸出促進企画を実施するとともに、教員による選書図書についてのレクチャーやトークイベントを実施するなど、図書館機能の強化に取り組む。 (4) 附属施設間の連携はもとより、他の文化芸術及び教育研究機関との連携を一層強化し、教育研究環境の充実を図る。 (5) JR南部の土地約3,000㎡の活用について検討を行い、整備を進める。
7	多様な学生一人ひとりの学修、研究をきめ細やかにサポートし、全ての学生が公平に心身ともに充実した学生生活を送れるよう、セキュリティや相談体制の更なる充実、経済的支援などの学修環境を	(1) 相談フォームなど学生が悩みを相談しやすい環境を充実させ、合理的配慮の支援体制の充実を図る。 (2) 五芸祭を本学で開催する。また、クラブ活動助成金による補助や近隣自治会との調整などを通じて、学生の自主的活動を支援する。

	整備する。	(3) 京都府警等と連携して、学生に対する研修の実施や防犯のための情報発信等に取り組み、防犯意識の向上を図る。
8	在学生のみならず卒業生も、自身の未来を見据えた選択ができるよう、個々の状況に応じたきめの細かい支援を更に充実するとともに、キャリアデザインに関する導入教育やキャリア形成に関する情報アクセスの拡充など、芸術家へのキャリアデザインや企業等への就職支援を行う。	(1) 個別相談、キャリア講座、企業説明会や卒業生との交流機会などを通じて、学生が自身の望むキャリアを形成できるよう、継続的な支援を行う。 (2) 企業や外部機関と連携し、個別・合同企業説明会や様々な講座等を通じて、学生が卒業後を見据えて主体的に就職・芸術活動を展開できるよう支援する。 (3) Google Classroom を活用し、必要な学生に就職関連イベントや求人について情報発信を行う。また、就職支援システム「キャリアタスUC」の普及・利用を促進し、相談記録や進路実績の記録をもとに、本学の強みや特徴を分析し、キャリア支援へ繋げる。 (4) 学生が今後芸術家としてキャリアを形成するうえで必要となる知識の修得を図る。
9	本学においてこれまで培われてきた教員の自由で独創的な研究を継承するとともに、京都の伝統芸能分野等との連携や本学が有する様々な文化芸術資源を活用した研究体制の構築などの取組を推進し、研究の深化を図る。 また、京都はもとより国際的な文化芸術の振興・発展に寄与するため、研究成果を積極的に発信し、出版物や紀要のみならず、作品や演奏の発表などを通して、知的資源を社会に還元する。	(1) 特別研究助成制度を継続し、教員の自由で独創的な研究活動を支援する。 (2) 日本伝統音楽研究センターにおいて以下の取組を実施し、地域の文化振興と国内外の多様な音楽・芸能に関する学術的、実践的な探求と発信を行う。 ・伝音ライブの開催（3 回程度） ・日本伝統音楽をテーマとした公開講座（3 回程度） ・市民向け伝音セミナーの開催（10 回程度） ・地域文化に関する講座の開催（3 回程度） (3) アーカイブ研究会や「基礎教育」を重点的な研究対象としたプロジェクトの継続、コンポスト（紀要）編集などを通じ、芸術資源研究センターの研究成果を広く社会に還元する。
10	デジタル技術の基盤強化や施設設備の柔軟な運用など、教員及び学生が様々な研究に邁進できる環境の充実に取り組む。また、外部資金の獲得増に向けたサポートや研究費の効果的な配分など、研究に必要な支援体制の充実を図り、研究基盤の強化に努める。	(1) 各機関内での制度周知や応募の呼びかけ、科研費採択経験者による知見共有の機会創出（相談会や情報交換会等）などを実施し、申請件数や採択率の向上を図る。 (2) 新任教員研修において、科研費や特別研究助成の各種公募制度について紹介し、着任早期からの研究環境の構築及び外部資金獲得の動機付けを行う。

11	交流協定締結校や海外の文化芸術団体・機関との連携を強化し、教育研究における国際交流を推進する。 また、学生の海外留学を支援するとともに、海外からの学生・アーティストの受け入れ環境を整備し、芸術における人的交流を活性化するなど、国際化の充実を図る。	(1) 美術学部において、交流協定締結校の更なる拡充に向けてアメリカの大学等との協定締結を視野に入れた検討を進める。また、協定以外の新たな国際交流についても、具体的な手法を検討する。
		(2) 海外留学する優秀な学生への奨学金制度（京都ロータリークラブ奨学金）について運用を行うとともに、令和7年度策定の「国際交流方針2026」を踏まえ、全学的な国際交流のあり方や体制等について検討する。
12	あらゆる多様性を最大限尊重し、全ての人にとって安心で快適な環境を目指して、施設設備や相談体制を充実するとともに、性別、障害、性的指向・性自認、国籍などの多様性から生まれる価値観を教育研究に活かせる環境整備を行う。 また、世界人権問題研究センター等とも連携し、芸術活動を通して社会全体のダイバーシティの推進に取り組む。	(1) 美術学部において、ジェンダーバランスや教育の継続性を考慮した採用人事に関する意見の取りまとめを行う。また、多様性の受入れと法令遵守について充実を図る。
		(2) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、支援の充実に取り組む。
		(3) 自治会と連携して施設整備に対する学生の意見を集約し、全ての学生が快適に過ごせる環境の確保・維持及び改善を図る。
13	小・中・高等学校や他大学等の教育機関、国内外の研究機関や芸術団体、文化庁等と広く連携を図り、芸術を軸として京都の伝統文化や芸術文化に触れ合う機会を創出する。 各企業や地域の産業界との連携による研究事業に取り組み、芸術を基盤とした新たな可能性の創出を目指すとともに、教育研究にもつながる連携を促進する。 また、医療、福祉、環境、共生社会、まちづくりなど、幅広い分野・団体と連携・協働を図る。	(1) 堀川音楽高校での日本音楽史や邦楽体験教室の実施など、小中高等学校との連携交流授業の実施や連携協定校との取組の充実により、芸術文化に触れ合う機会を創出する。
		(2) 他の大学や研究機関・組織と連携を図り、共同授業や連携事業など様々な企画に主体的に関わるとともに、引き続き地域・団体活動への協力を行う。
		(3) 文化庁採択事業（プロジェクト）の継続実施や新規事業への応募など、文化庁と連携した芸術活動に取り組む。
		(4) 企業等をはじめとして幅広い分野・団体と連携した取組により、教育研究成果を市民・社会に還元する。
14	開かれた大学として、地域との交流や地域資源の活用など芸術活動を通じて地域との連携を深め、まちづくりに寄与する芸術活動のあり方を模索するなど、芸術の新たな可能性の創造に資する取組を行う。	(1) 地域との交流や地域資源の活用など、芸術活動を通じて地域との連携を深めるため、以下の事業等に取り組む。 ・下京渉成小学校でのレジデンス事業 ・西文化会館ウエスティ、北文化会館での演奏会 ・下京 南まちなかアートへの参加 ・崇仁自治連合会等、地域の団体が行う文化事業への協力
		(2) ギャラリー@KCUAにおいて、ケース・スタディやフィールドワーク、レクチャーなど、大学と地域が協働した事業やプロジェクトに取り組む。

		(3) (再掲) 日本伝統音楽研究センターにおいて、地域活動であるお囃子の会との取組や地域行事への協力を行う。
15	京都から文化芸術を広く発信し、新しい芸術の可能性を追求した研究成果である知的資源を社会に還元することで、文化芸術教育の発展に貢献する。	(1) 定例で開催している展覧会、演奏会等の事業に加え、教員の退任記念事業や他機関との連携事業等を実施し、教育研究成果を市民・社会に還元する。 (2) 芸術資料館及びギャラリー@KCUAにおいて、以下の企画を実施し、文化芸術の発信に取り組む。 芸術資料館：収蔵品展等（4回） ギャラリー@KCUA：卒業生等による企画申請展（4回）、特別企画展（3回）、イヌ場プロジェクトの実施
16	サマーアートスクールや公開講座の充実など、幼児から高齢者までの幅広い世代や障害のある方を対象として、芸術と接する機会の創出・充実を図るとともに、京都子どもの音楽教室との連携を一層深め、学習の多様性が生み出す新たな芸術の価値創造を担う人を育成する。 また、共同プロジェクトの実施や様々なニーズに対応するためのプログラムの拡充などにより、学習機会の充実に努める。	(1) 公開講座の充実など、幼児から高齢者までの幅広い世代や障害のある方を対象として、芸術と接する機会の創出・充実に取り組む。 (2) 引き続き子どもの音楽教室と連携し、新たな芸術の価値創造を担う人を育成する。 (3) 芸術資料館及びギャラリー@KCUAにおいて、以下の企画を実施し、広く社会に対して芸術文化に触れ合う機会を提供する。 芸術資料館：収蔵品展等でのギャラリートーク開催（5回程度）、芸術資料に関する連続講座（3回） ギャラリー@KCUA：公開講座/フィールドワーク/レクチャーを開催（10回程度） (再掲) 日本伝統音楽研究センターでは、以下の取組を実施し、地域の文化振興と、国内外の多様な音楽・芸能に関する学術的、実践的な探求を継続的に行う。 ・伝音ライブの開催（3回程度） ・日本伝統音楽をテーマとした公開講座（3回程度） ・市民向け伝音セミナーの開催（10回程度） ・地域文化に関する講座の開催（3回程度） (再掲) アーカイブ研究会や「基礎教育」を重点的な研究対象としたプロジェクトの継続、コンポスト（紀要）編集などを通じ、芸術資源研究センターの研究成果を広く社会に還元する。

17	社会環境の変化や新たな課題に柔軟かつ機動的に対応しながら、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献を推進するため、地域との共創に即した連携ポリシーを策定するとともに、組織体制を整備する。	令和6年度に新設した共創テラス・事業連携推進課を中心に、共創・連携ポリシーに基づく、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献に取り組む。
18	大学を取り巻く社会環境の変化や全学的な課題に機動的に対応するため、ガバナンス機能を強化し、意思決定の迅速化や透明性を確保するとともに、既存組織の再編について検討を行う。また、FD・SDを通じた組織力の向上や教職協働の実質化を促進する。 IR (institutional research) 機能の強化について委員会等で検討し、収集・分析した情報に基づいて大学運営を行うことで、業務運営の改善につなげる。 社会環境の変化や新たな課題に柔軟かつ機動的に対応し、京都芸大ならではの地域連携・社会貢献を推進するとともに、新キャンパスへの移転に際して支援いただいたことを契機として、各種企業・団体や市民との関係を重視しながら、新たな寄付金やクラウドファンディングなど、外部資金の獲得を積極的に進めるための体制を整備する。	(1) 理事長・学長が様々な課題に機動的に対応できるよう、組織運営体制の改善を図る。また、既存組織についても、多様化する業務に柔軟に対応するため、再編も含めたあり方の検討を行う。 (2) 大学ポートレートの掲載情報を充実させるとともに、他大学の情報収集や本学との比較データを用いて本学の課題を明確にすることで、業務運営の改善を図る。
19	安定的な大学運営の実現に向け、中長期的な展望に立った人材を採用・育成するとともに、業務の定期的な検証や改善を行う。また、デジタル技術を導入し、事務のデジタル化やシステム化を行うことで業務の効率化を推進する。	(1) 本学ホームページ、求人広告、人材紹介サービス及び企業説明会への参加など多様な方法で募集を行い、質の高い人材の早期確保に取り組む。また、新規採用職員研修の内容を見直すなど、職員の人材育成の充実を図る。 (2) 職員の能力向上のため、外部機関が実施する講座等の受講による資格取得に対して、新たに補助制度を設ける。 (3) 財務会計システムとシームレスに連携する文書管理システムの新規導入に向け、着実に準備を進める。 (4) コンサルタントやITアドバイザーなど外部専門家の助言を踏まえて、システムの要件定義の精度向上やファクトチェックを行い、業務のDX推進を図る。

20	法人運営の長期安定性と自律性を確保するため、外部資金の獲得に向けた取組を強化する。また、寄附金やクラウドファンディングなど、外部資金獲得を一層進めるための体制を整備し、芸術大学の特性を活かして企業等からの寄附金等の確保・拡大を図るとともに、集めた寄附金の使途について情報発信に努める。	(1) 京芸友の会及びのれん百人衆について、同窓会組織や企業・団体等に働きかけを行うなど、新規の支援獲得に努める。また、理事長がのれん百人衆の加盟企業等へ訪問するなどして、加盟社（者）の継続支援につなげる。 (2) 令和 7 年 12 月に運用を開始した PayPay 応援募金サービスを活用し、本学演奏会等の機会を捉えて積極的に支援金を募る。
21	芸術大学としての教育研究の質を低下させることなく、持続可能な財務運営を実現するため、効率的、効果的かつ計画的な経費執行に努めるとともに、教職員の適正な配置や業務の見直し等により、持続可能な財政運営に努める。	(1) 決算情報について、経営審議会や教育研究審議会でもわかりやすく報告を行うなど、学内の財務状況の共有に努める。 (2) 持続可能な財政運営を実現するため、効率的・効果的な予算編成を行うとともに、無駄を省き、計画的な経費執行を行う。
22	学内外のニーズも踏まえながら新キャンパスの管理・運営手法を確立し、長期的視野を持って市民の誇りとなる施設にふさわしい施設環境の維持に努める。また、保有資産・芸術資料等の適正管理と価値の発信に努めるとともに、各種施設を有効活用するための仕組みを構築する。	(1) 令和 7 年度に作成した中長期保全計画に基づき、各設備を維持管理するために必要な資金の確保について検討を進めるとともに、令和 8 年度に必要となる対応については、確実に実施していく。 (2) 芸術資料館において収蔵品の調査研究を実施するとともに、専門的見地からその価値を広く発信する。また、令和 6 年度から 3 か年計画で継続実施している循環照合を完了する。 (3) 大学施設を有効利用するため、本学の教育・研究に影響がない範囲で堀場記念ホール等の一般貸出を行うこととし、その受付を開始する。
23	地方独立行政法人法の改正に伴い、新たな自己点検・評価手法を確立する。また、中期計画等の進捗管理を徹底するとともに、その内容や結果を速やかに公表する。全学的な内部質保証システムを活用し、教育研究や大学運営の改善に取り組む。	(1) 本学の内部質保証システムを再構築し、法人に新たに内部質保証委員会を設置するとともに、自己点検・評価のチェックや令和 10 年度の認証評価受審に向けた準備を行うなど、内部質保証システムの機能を強化する。 (2) 令和 7 年度の自己点検・評価を行うとともに、結果を速やかにホームページで公表する。 (3) 業務実績評価において、中期計画で設定した指標を基に当該年度の取組の見直しや次年度計画への反映を行うなど、質保証のための PDCA サイクルを確立する。

24	市民や社会に大学の活動が伝わるよう、広報誌やウェブサイト等を通じて大学の教育研究、地域連携・社会貢献の取組を発信していく。とりわけ、学部・専攻の取組、研究センターの取組、ギャラリー@KCUAや芸術資料館の取組、また招聘講師等による特別授業など、市民や社会の関心が高いと思われる情報については大学広報として積極的に発信していく。 同時に、学長が中心となり、メディア等からの取材を積極的に受けることにより、パブリシティを通じて広く社会に大学の情報が行き渡るよう努める。 また、卒業生の芸術活動は本学の教育研究の「成果」として捉え、大学として積極的に情報収集に努めるとともに、収集した情報をSNS等で適宜発信していく。 ウェブサイトを通じて法人の体制、運営組織、財務諸表、業務実績報告書等の経営に関する情報を公開し、透明性のある経営に努める。	大学の教育研究活動への理解促進のため、ホームページやSNS、大学案内等の広報冊子、動画配信などによる情報発信に取り組む。また、引き続き積極的にメディア対応を行い、パブリシティの獲得を図る。
25	良好な教育研究環境を維持するため、新キャンパスの施設設備の維持に即した管理手法を確立する。 また、ダイバーシティや環境負荷の低減に配慮した施設として、常に改善に取り組むとともに、全ての人が快適に過ごせる環境の確保・維持に努める。	(1) 建物の運営コストを低減し、効率的な施設の管理を図るため、建物総合管理における各業務の内容を見直すとともに、適切な管理に努める。また、施設整備基金を活用し、施設設備の改善に取り組む。 (2) 自治会と連携して施設整備に対する学生の意見を集約し、全ての人が快適に過ごせる環境の確保・維持及び改善を図る。
26	全ての学生及び教職員が安心して学び、働ける環境を確保するため、災害・事故等の未然防止に努めるとともに、安全管理に関する外部の知見も活かしながら、全学的な安全管理体制を強化する。	(1) 全学的な安全管理体制を強化するため、学生・教職員だけでなく、本学が委託する建物総合管理業務に関わる事業者の知見も取り入れ、災害や事故等を未然に防止する。 (2) 安全な就業環境が維持されるよう、産業医による職場巡視及び改善に取り組む。また、緊急時に心肺蘇生法等を適切に実行できるよう、AED研修を継続実施する。 (3) 安全確保のため、共有工房の機器使用に係るライセンス制度を適切に運用するとともに、学生・教職員の安全管理意識の向上に資する取組を実施する。

27	公立大学法人として、学生や市民、地域社会から信頼される法人運営を目指し、関係法令・学内規程等の遵守、性暴力やハラスメント等の人権侵害の防止等について、教職員の意識向上を図る。	(1) 法令遵守の意識向上に資する研修を実施し、継続的な周知・教育に取り組む。また、現行の「コンプライアンス推進のための行動規範」について、より具体的な内容を盛り込むなどの改定を行う。
		(2) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、研修を実施する。
		(3) ハラスメント防止における対応フローの円滑な運用や研修の実施により、学生や教職員が安心して過ごすことができる環境づくりを推進する。
		(4) 令和7年度に更新した経理担当者向け資料を活用し、学内に周知することにより会計規則の徹底に繋げる。

令和 7 年度 事業報告書

令和 8 年 6 月

公立大学法人 京都市立芸術大学

目次

はじめに	1
1 法人の目的、業務内容	
(1) 法人の目的	2
(2) 業務内容	2
2 法人の位置付け及び役割	2
3 中期目標	3
4 理念及び運営上の方針・戦略等	3
5 中期計画	3
6 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	
(1) ガバナンスの状況	3
(2) 役員等の状況	4
(3) 職員の状況	4
(4) 在籍する学生の状況	4
(5) 重要な施設等の整備等の状況	5
(6) 純資産の状況	5
(7) 財務の状況	5
(8) 社会及び環境への配慮等の状況	5-6
7 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	6
8 業績の適正な評価に資する情報	6
9 業務の成果	6-7
10 予算と決算の対比	8
11 財務諸表の要約	
(1) 貸借対照表	9
(2) 損益計算書	10
(3) 純資産変動計算書	10

(4) キャッシュ・フロー計算書	11
12 法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況	
(1) 貸借対照表	11
(2) 損益計算書	11-12
(3) 純資産変動計算書	12
(4) キャッシュ・フロー計算書	12
13 内部統制の運用に関する情報	12
14 法人の基礎情報	
(1) 法人名	13
(2) 所在地	13
(3) 沿革	13
(4) 組織図	13
(5) 学部等の構成	14

京都市立芸術大学は、沓掛の地から、京都駅の東、崇仁地区に移転の大事業を終え、2年半の月日が過ぎました。移転当初の混乱と緊張も収まり、やっと通常運営の段階に入りました。維新の荒廃の中の創設時から、人を育てる事こそ復興の礎であるとの思いで、多くの市民の方々の支援のもと、画学校がスタートし、戦後の復興期に音楽短期大学ができ、長らく京都の文化芸術を支える人材を多く輩出してきました。困難の時こそ、文化芸術が必要であるという京都市民の思いの中で生まれた私たちの大学はその思いに応えるために、日々精進しております。

今、世界は不寛容に溢れ、紛争の絶えない時代を迎えています。芸術はその状態を変化させる力があると信じています。なぜなら芸術の探求には「わからなさ」と友達になる」技術や思考がたつぷりと含まれているからです。私たちの大学から巣立っていく多くの若者たちが、様々な世界や分野で、寛容性についての試みをし、社会を変化させてくれると確信しています。

本学は令和12年に創立150年を迎えますが、第3期中期目標期間（令和6年度～11年度）は、まさに150周年に向けた重要な期間となります。その2年目に当る令和7年度は、第3期中期計画に基づき、前年度に引き続き、演奏会・展覧会や公開授業等を通じた研究成果の社会還元、産官学や地域との連携に積極的に取り組みました。

150周年に向けて、今までの150年を振り返り、これからの150年を想像し、大学の進むべき方向性を改めて思考する試み、「グランドビジョン」の策定を始める事にしました。多くの人の様々な声を集めながら、今後、少子化、縮小社会の中で、大学の果たすべき役割を改めて考察します。今後も、既存の価値観にとらわれない創造的な活動を展開し、多様な人々、多様な世界を繋ぎ、「新しい価値」を発信し「成熟した社会」の創造に貢献してまいります。

公立大学法人 京都市立芸術大学
理事長 小・山田 敬

1 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

この公立大学法人は、国際的な芸術文化の都である京都において、京都市立芸術大学を設置し、及び管理し、長い歴史の中で行われてきた京都ならではの人的な交流を生かして自由で独創的な研究を行うとともに、当該研究に基づく質の高い芸術教育を行うことにより、次世代の芸術文化を先導する創造的な人材を生み出し、京都における芸術文化に関する創造的な活動の活性化を図り、及び当該活動の成果を広く世界に発信し、もって国内外の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(公立大学法人京都市立芸術大学定款第 1 条より)

(2) 業務内容

法人は、上記「(1) 法人の目的」を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- ・ 京都芸大を設置し、これを管理すること。
- ・ 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する相談その他の援助を行うこと。
- ・ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- ・ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ・ 京都芸大における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ・ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(公立大学法人京都市立芸術大学定款第 27 条より)

2 法人の位置付け及び役割

京都市立芸術大学は、明治 13 年に日本初の公立の絵画専門学校として開設された京都府画学校を母体とする日本で最も長い歴史を持つ芸術系の大学である。美術と音楽を両軸とする本学は、文化首都・京都に蓄積された豊かな美の伝統を背景に、創立以来 140 年以上にわたって、国内外の芸術界・産業界で活躍する優れた人材を輩出し、わが国のみならず世界の芸術文化に貢献してきた。

また、平成 24 年には、教育研究の充実をはじめ、京都の文化芸術のシンボルとしてのさらなる発展を実現するために、運営の全般に亘ってより自主的な取組が可能となる公立大学法人に移行した。

公立大学法人化後は、京都市で策定した「中期目標」及び芸術大学で策定した「中期計画」に基づき、教育研究の充実、創造的な人材の育成、教育研究成果の公開・発信に積極的に取り組むなど、大学改革を推進している。

3 中期目標

期間：令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

本法人の中期目標については、本法人ウェブサイトに掲載する中期目標を参照のこと。

4 理念及び運営上の方針・戦略等

本学は、芸術の普遍的意義を担う人材を育成するため、次の3点を教育・研究理念の柱としている。

- 1 本学独自の伝統をふまえ、芸術の教育研究を「創造活動」として推進すること
- 2 少数精鋭の高度な教育体制を維持・展開させること
- 3 地域社会と連携し、文化首都・京都の特質を活かした国際的な芸術文化の交流拠点となること

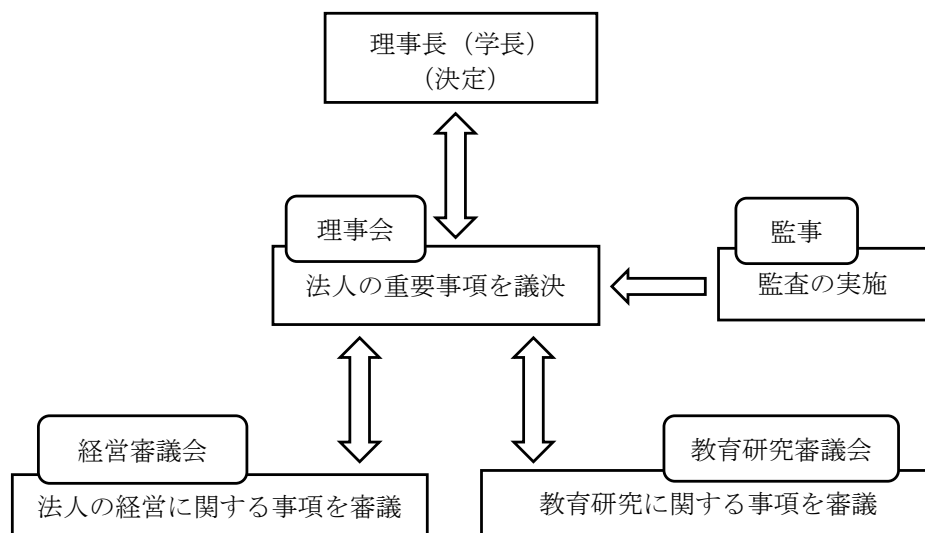
5 中期計画

本法人の中期計画については、法人ウェブサイトに掲載する中期計画を参照のこと。

6 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

本法人のガバナンス体制（概要）は下図のとおり。内部統制システムの整備に関する詳細は「13 内部統制の運用に関する情報」を参照のこと。



(2) 役員等の状況

ア 役員の状況（令和8年3月末時点）

役職	氏名	就任日	任期	備考
理事長	小山田 徹	令和7年 4月1日	4年	京都市立芸術大学 学長
副理事長	奥井 拓史	〃	4年	
理事	川嶋 渉	〃	2年	京都市立芸術大学 美術学部教授
理事	川端 美都子	〃	2年	京都市立芸術大学 音楽学部教授
理事	武内 恵美子	〃	2年	京都市立芸術大学 日本伝統音楽研究センター准教授
監事	安保 千秋	令和4年 9月1日	4年	弁護士 京都府公立大学法人監事
監事	長谷川 佐喜男	〃	4年	公認会計士 税理士 地方独立行政法人京都市立病院機構監事

イ 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は有限責任あずさ監査法人である。当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は6,090千円（税抜）であり、非監査業務に基づく報酬はない。

(3) 職員の状況（令和8年3月末時点）

	常勤職員数	前年度末からの増減	平均年齢	市からの 出向者数
教員	98人	-3	52.5歳	0人
職員	42人	0	42.8歳	10人

※ 理事長、副理事長を除く

(4) 在籍する学生の状況（令和7年5月1日時点）

（単位：人）

	美術	音楽	合計
総学生数	755	357	1,112
学部	558	269	827
修士課程	141	57	198
博士（後期）課程	30	10	40
科目等履修生等	26	21	47

(5) 重要な施設等の整備等の状況

ア 当事業年度中に完成した主要施設等

該当事項なし

イ 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当事項なし

ウ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当事項なし

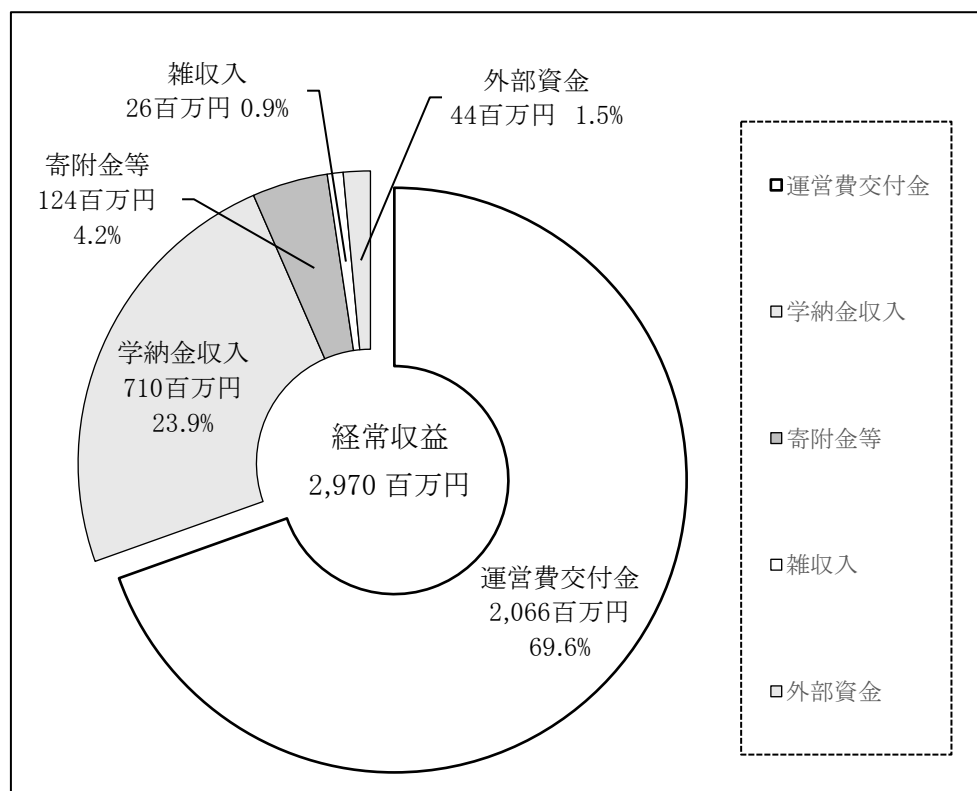
(6) 純資産の状況

資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
地方公共団体出資金	25,930	—	—	25,930

(7) 財務の状況



(8) 社会及び環境への配慮等の状況

第3期中期計画のとおり、ダイバーシティや環境負荷の低減に配慮した施設として常に改善に取り組み、全ての人が快適に過ごせる環境の確保・維持に努めている。

また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、令和6年度に策定した障害のある学生への修学支援ガイドライン等に基づき、令和7年度には学生や合理的配慮を行う教員への支援に必要な手引きを作成するなど、障害のある学生も充実した学生生活を過ごせるよう学内の理解促進に係る取組を行った。

7 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

本法人では、業務方法書の各条に基づき、業務実施の障害となるコンプライアンス違反等の要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切な対応を行うこととしている。

- ・リスク評価と対応に関する事項（業務方法書第12条～15条）
- ・入札及び契約に関する事項（同16条）
- ・研究に係るリスクの管理に関する事項（同17条）
- ・情報の適切な管理に関する事項（同18条～20条）
- ・監事及び監事監査に関する事項（同21条～24条）
- ・内部監査に関する事項（同25条）
- ・内部通報及び外部通報に関する事項（同26条）

また、当法人では、毎事業年度終了後に実施する自己点検・評価において、業務運営上の課題を検出した場合は、当該課題及びこれに対する改善方法について検討し、実績評価のPDCAサイクルを通じて、継続的に課題を発見・解決することとしている。

8 業績の適正な評価に資する情報

本法人は、地方独立行政法人法第78条の2の規定により、中期目標期間中に中間評価、目標期間終了後に目標期間全体の業務実績について、公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会の評価を受ける。

また、法人評価とは別に、学校教育法第109条第1項の規定による自己点検・評価を実施するとともに、同条第2項の規定により、7年以内毎に、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受審している。

9 業務の成果

第3期中期計画の指標に関する令和7年度の進捗状況については以下のとおり。なお、業務実績の詳細については別紙を参照のこと。

	評価指標	目標値	R7
1	学部卒業者数	【毎年度】定員数(200)の95%以上	95%
2	大学院（修士）修了者数	【毎年度】定員数(82)の90%以上	115%
3	大学進学説明会の参加・実施件数	【第3期平均】25件以上	29件
4	オープンキャンパスの参加人数	【第3期平均】1,120人以上	1,712人
5	美術学部の志願者倍率	【第3期平均】3.4倍程度	3.7倍
6	音楽学部の志願者倍率	【第3期平均】3.0倍程度	2.7倍
7	FD・SD研修の参加率	【最終年度】80%以上	78%
8	教職協働に資する研修	【毎年度】実施する	実施
9	横断的な学びの場として外部講師や客員教授を招いた特別授業	【第3期平均】8件以上	9件
10	図書館の企画事業数	【第3期平均】15件以上	34件
11	図書館の利用者数	【第3期平均】38,800人以上	26,958人
12	学生の自主的活動支援（のれん百人衆の支援等）の応募件数	【第3期平均】30件以上	39件
13	キャリアデザインセンター企画数	【第3期平均】40件以上	58件
14	キャリアデザインセンターの相談者数	【第3期平均】400人以上	506人
15	教員の研究成果の外部発表件数	【第3期平均】300件以上	303件
16	科研費の応募件数	【第3期平均】25件以上	25件
17	科研費の獲得件数	【第3期累計】45件以上	13件
18	留学生展や海外アーティストと連携した展覧会・演奏会等	【第3期累計】10件以上	27件
19	海外からの客員研究員の人数	【第3期累計】35人以上	9人
20	交換留学生（派遣）の人数	【第3期累計】30人以上	15人
21	交換留学生（受入）の人数	【第3期累計】50人以上	28人
22	女性教員比率	【最終年度】40%以上	40%
23	小中高等学校と連携した事業の実施	【第3期平均】6件以上	7件
24	産学連携事業の実施	【第3期平均】12件以上	41件
25	地域連携事業の実施	【第3期平均】13件以上	40件
26	展覧会・演奏会等の開催件数（No. 18分を除く）	【第3期平均】44件以上	52件
27	公開講座・公開授業の開催件数	【第3期平均】21件以上	48件
28	寄付金の獲得件数	【第3期平均】175件以上	202件
29	のれん百人衆の参加者（社）数	【第3期平均】23件以上	25件
30	ウェブサイトへのアクセス数	【第3期平均】2,930,000件以上	2,627,195件
31	学生を対象とした安全管理講習	【毎年度】実施する	実施

10 予算と決算との対比

(単位:百万円)

項 目	R7 予算額	R7 決算額	差 額
収入	3,112	2,962	△150
運営費交付金	2,089	2,063	△26
補助金収入	32	27	△5
授業料等収入	697	710	13
受託研究等収入及び寄附金	256	137	△119
その他収入	31	26	△5
目的積立金取崩	7	-	△7
支出	3,112	2,958	△154
人件費	1,877	1,840	△37
教育研究費	434	535	101
受託研究費及び寄附金事業等	256	137	△119
一般管理費	545	445	△100

11 財務諸表の要約

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
資産の部 ①	27,598	28,701	△1,103
固定資産	26,767	27,770	△1,003
建物	16,879	17,266	△388
建物付属設備	6,485	7,012	△527
構築物	279	299	△20
工具器具備品	703	795	△93
図書	663	652	11
美術品・収蔵品	1,429	1,408	21
投資有価証券	327	327	0
その他	3	11	△8
流動資産	831	931	△100
現金及び預金	716	798	△82
未収金	114	132	△17
立替金	0	1	△1
負債の部 ②	1,124	1,242	△118
固定負債	775	808	△33
長期繰延補助金等	6	6	△0
長期寄附金債務	769	800	△31
長期リース債務	-	2	△2
流動負債	349	434	△85
運営費交付金債務	35	38	△4
未払金	258	331	△73
リース債務	2	7	△6
その他	54	57	△3
純資産の部 ③=①-②	26,474	27,459	△985
資本金	25,930	25,930	-
資本剰余金	△885	116	△1,000
(うち、減価償却相当累計額)	(△ 2,313)	(△ 1,292)	(△ 1,021)
利益剰余金	1,429	1,414	15
前中期目標期間繰越積立金	1,202	1,202	-
積立金	212	-	212
当期総利益	15	212	△197

(注)端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
経常費用 ①	2,955	2,762	193
業務費	2,493	2,315	179
教育経費	478	436	42
研究経費	81	75	5
教育研究支援経費	78	82	△4
受託研究費等	3	4	△2
受託事業費	13	16	△2
役員人件費	36	47	△10
教員人件費	1,378	1,249	129
職員人件費	425	405	20
一般管理費	462	448	14
臨時損失 ②	0	0	0
経常収益 ③	2,970	2,958	12
運営費交付金収益	2,066	1,888	178
授業料、入学金等収益	710	708	1
受託研究等収益	2	5	△3
受託事業等収益	13	16	△2
寄附金収益	124	273	△148
補助金等収益	29	22	7
長期繰延補助金等戻入	0	0	-
その他	26	47	△21
臨時利益 ④	-	-	-
経常利益 ③-①	15	196	△181
当期純利益 ⑤=③+④-①-②	15	196	△181
目的積立金取崩額 ⑥	-	16	△16
当期総利益 ⑦=⑤+⑥	15	212	△197

(注)端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

(3) 純資産変動計算書

(単位:百万円)

	I 資本金	II 資本剰余金			III 利益剰余金(又は繰越欠損金)						純資産 合計
	地方公共 団体出資 金	資本剰 余金	減価償却 相当累計 額(-)	資本剰余 金合計	前中期目 標期間繰 越積立金	教育研究 の質の向 上及び組 織運営の 改善目的 積立金	積立金	当期末処 分利益(又 は当期末 処理損失)	うち当期 総利益(又 は当期総 損失)	利益剰余 金(又は繰 越欠損金) 合計	
当期首残高	25,930	1,408	△ 1,292	116	1,202	-	-	212	212	1,414	27,459
当期変動額	-	21	△ 1,021	△ 1,000	-	-	212	△ 197	△ 197	15	△ 985
当期末残高	25,930	1,429	△ 2,313	△ 885	1,202	-	212	15	15	1,429	26,474

(注)端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
業務活動によるキャッシュ・フロー①	168	△312	480
原材料等購入による支出	△542	△571	30
人件費支出	△1,779	△1,807	28
その他の業務支出	△460	△683	222
運営費交付金収入	2,066	1,906	160
授業料、入学金等収入	710	708	1
共同研究・受託事業収入	19	19	0
補助金等収入	22	21	1
寄附金収入	89	109	△19
その他	43	24	18
設置団体納付金の支払額	-	△39	39
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△342	△205	△137
有価証券の取得による支出	-	△50	50
有形固定資産の取得による支出	△242	△155	△87
定期預金等の預入による支出	△200	△100	△100
定期預金等の払戻による収入	100	100	-
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△7	△7	△0
リース債務の返済による支出	△7	△7	△0
利息の支払額	△0	△0	0
資金増加額 ④=①+②+③	△182	△525	343
資金期首残高 ⑤	698	1,223	△525
資金期末残高 ⑥=④+⑤	516	698	△182

(注)端数処理により合計値等にずれが生じる場合があります。

12 法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況

(1) 貸借対照表

ア 資産

資産合計は27,598百万円と、前年度比1,103百万円減となっており、主な要因は、減価償却と移転整備募金の活用による預金の減によるものである。

イ 負債

負債合計は、1,124百万円と、前年度比118百万円減となっており、主な要因は、移転整備募金の活用による長期寄附金債務の減と、移転整備が落ち着いたため、未払金が減少したことによるものである。

ウ 純資産

純資産合計は、26,474百万円と、前年度比985百万円減となっており、主な要因は、減価償却によるものである。

(2) 損益計算書

ア 経常費用

経常費用は、2,955 百万円と、前年度比 193 百万円増となっており、主な要因は、国減免制度の拡充による教育経費の増及び退職手当の増による教員人件費の増によるものである。

イ 経常収益

経常収益は、2,970 百万円と、前年度比 12 百万円増となっており、主な要因は、退職手当の増による運営費交付金収益の増によるものである。

ウ 経常利益

経常利益は、15 百万円と、前年度比 181 百万円減となっており、主な要因は、移転整備による償却資産購入額の減少によるものである。

エ 臨時損益

臨時損失は、固定資産の除却損によるものである。

オ 当期総利益

当期総利益は、15 百万円と、前年度比 197 百万円減となっており、主な要因は、償却資産の減価償却による減少である。

(3) 純資産変動計算書

令和 7 年度末の純資産は、26,474 百万円と、前年度比 985 百万円減となっており、主な要因は、減価償却によるものである。

(4) キャッシュ・フロー計算書

令和 7 年度末の資金残高は、516 百万円と、前年度比 182 百万円減となっており、主な要因は、新たな定期預金の契約及び移転整備募金等の寄附金の活用によるものである。

13 内部統制の運用に関する情報

本法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、京都市の条例又は規則若しくは公立大学法人京都市立芸術大学定款（以下「定款」という。）に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員（以下「役職員」という。）への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努める。

- ・モニタリングに関する条項（業務方法書第 4 条）
- ・是正措置に関する条項（業務方法書第 5 条）
- ・情報の伝達に関する条項（業務方法書第 6 条）

14 法人の基礎情報

(1) 法人名

公立大学法人京都市立芸術大学

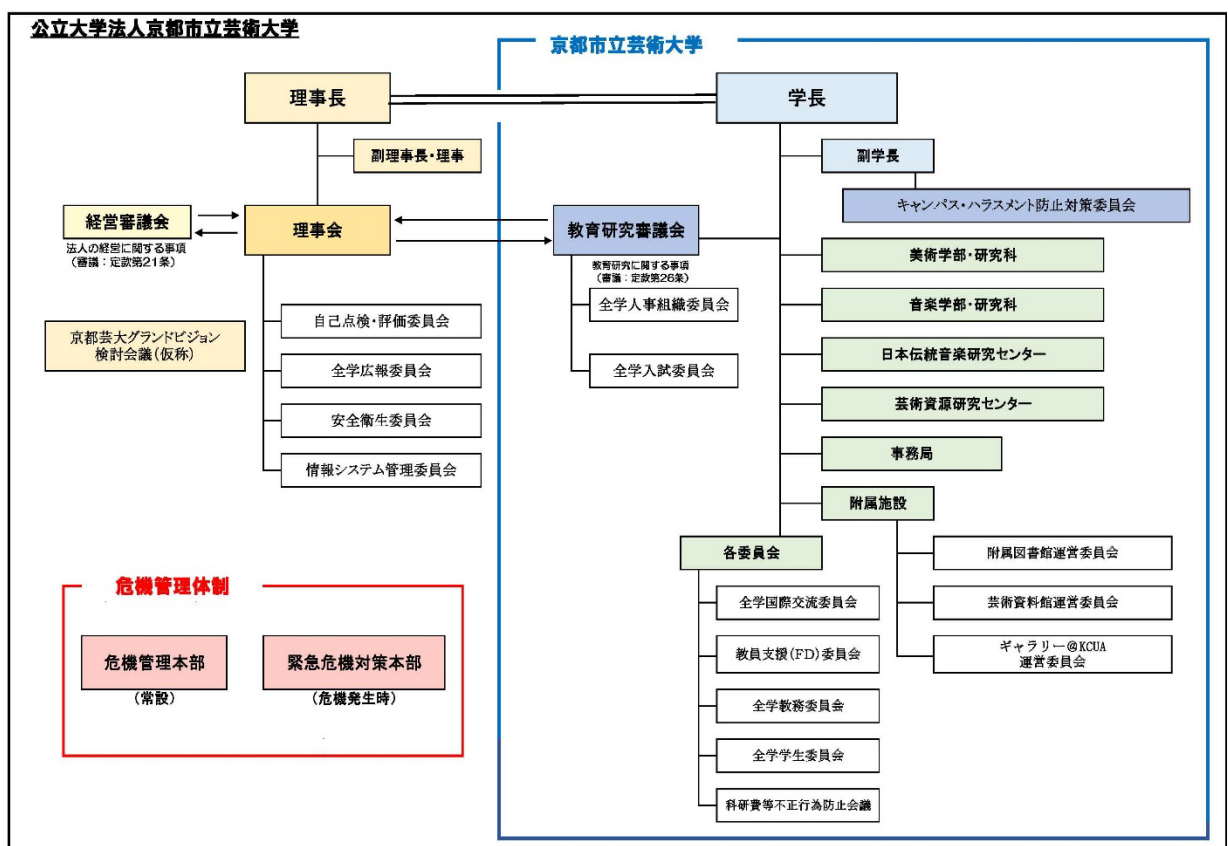
(2) 所在地

京都市下京区下之町 57 番地の 1

(3) 沿革

明治 13 年 (1880 年) 京都府画学校創立
 明治 22 年 (1889 年) 京都市画学校《京都府から京都市へ移管・改称》
 昭和 25 年 (1950 年) 京都市立美術大学《大学制度へ移行》
 昭和 27 年 (1952 年) 京都市立音楽短期大学創立
 昭和 44 年 (1969 年) 京都市立芸術大学《美術大学と音楽短期大学の統合》
 平成 24 年 (2012 年) 公立大学法人へ移行 (～平成 29 年度 第 1 期中期目標期間)
 平成 30 年 (2018 年) 第 2 期中期目標期間の開始 (～令和 5 年度)
 令和 6 年 (2024 年) 第 3 期中期目標期間の開始

(4) 組織図 (令和 7 年 4 月 1 日時点)



(5) 学部等の構成

ア 学部

学部	学科	専攻
美術学部	美術科	日本画、油画、彫刻、版画、構想設計
	デザイン科	総合デザイン、デザインB
	工芸科	陶磁器、漆工、染織
	総合芸術学科	総合芸術学
音楽学部	音楽学科	作曲、指揮、ピアノ、弦楽、管・打楽、声楽、音楽学

イ 大学院（修士課程、博士（後期）課程）

大学院	課程	専攻
美術研究科	修士課程	美術、デザイン、工芸、芸術学、保存修復
	博士（後期）課程	美術
音楽研究科	修士課程	作曲・指揮、器楽、声楽、音楽学、日本音楽研究
	博士（後期）課程	音楽

ウ 附属研究機関

日本伝統音楽研究センター

芸術資源研究センター

公立大学法人

京都市立芸術大学評価委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

◎	おおた 太田	こうじん 耕人	京都教育大学 名誉教授
	おばた 小畑	ひであき 英明	日新電機株式会社 元会長
	しらいし 白石	かつたか 克孝	龍谷大学 名誉教授
	すずか 鈴鹿	かなこ 可奈子	株式会社聖護院八ッ橋総本店 代表取締役社長
	なかだ 中田	えり 英里	公認会計士

◎は委員長

京都市条例第57号

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法に定めるもののほか、公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、大学の教育研究又は事業の経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例施行規則

(庶務)

第1条 公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「委員会」という。）の庶務は、文化市民局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

地方独立行政法人法の関係規定

条 文		
第 2 5 条 (中期目標)	第 1 項	設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。
	第 2 項	中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。） 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項 四 財務内容の改善に関する事項 五 その他業務運営に関する重要事項
	第 3 項	設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
第 2 6 条 (中期計画)	第 1 項	地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。
	第 2 項	中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 四 短期借入金の限度額 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 六 剰余金の使途 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
	第 3 項	設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
	第 4 項	地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。
第 7 8 条 (中期目標の特例)	第 1 項	公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。
	第 2 項	公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
	第 3 項	設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

	第4項	設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
	第5項	公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。
	第6項	公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。
	第7項	第二十七条の規定は、公立大学法人には、適用しない。
第78条の2 (中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例)	第1項	公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。 一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績
	第2項	公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
	第3項	第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。
	第4項	評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
	第5項	評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
	第6項	設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
	第7項	第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。
第79条 (認証評価機関の評価の活用)		評価委員会が公立大学法人について前条第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。